

遼史世表疏証

吉 本 道 雅

序 言

『遼史』世表は、遼朝建国以前の契丹に関する包括的な記述である。もとより全面的な信憑性が認められてきたわけではないが、包括的であることの便利さから、研究の基本的な出発点となってきた。⁽¹⁾

遼朝建国以前の契丹については、中国側の記述として歴代正史の契丹伝などがある一方で、契丹自身の伝承を反映したとおぼしき記述が五代以降の中国文献や『遼史』の各所に散見する。世表は、往々にして矛盾するこれら二系統の材料の整合を試みているが、編纂者の推論をそのまま載せる部分があるように、その整合は完成していない。

こうした次第で、世表は、中国系資料・契丹系資料および編纂者の解釈が複合した記述となる。同様の記述は、営衛志の一部など『遼史』の各所に散見する。本稿では、これらにも言及しつつ、世表の原資料および編纂の問題を包括的に検討するものとする。⁽³⁾

あらかじめ指摘しておきたいのは、『遼史』に用いられた契丹系資料の信憑性である。世表にもその名が見えるように、『遼

『史』は耶律儼・陳大任の著作に依ったことを明記している。陳大任については、『金史』章宗紀／泰和六年（一二〇六）に『遼史』編修のことが見え、その『遼史』は、天祚帝敗亡よりすでに一世紀近くを閲した後代的編纂物である。一方の耶律儼については、『遼史』天祚皇帝紀／乾統三年（一一〇三）に『太祖諸帝実録』の編纂が見えるが、その事実を以て『遼史』編纂に利用された耶律儼の著作を遼末の実録とみなすことは実は困難である。天祚皇帝紀／天慶三年（一一一三）に耶律儼の薨去が見えるが、⁽⁶⁾曆象志の閏考・朔考には保大四年（一二二四）に至るまで「耶律儼」の所見が記されている。この事実は、耶律儼の編著とされ、『遼史』に利用された資料が、耶律儼死後も統纂されていることを明示し、金代以降の改変・加筆をも容易に疑わしめるものである。

契丹系資料の問題は、このような同時代性の欠如にとどまらない。ここで契丹系資料と称するのは、契丹人の認識を反映したとおぼしき漢文資料の謂だが、近年における契丹文資料研究の新展開は、とりわけ契丹文によって記述された契丹人の社会が、漢文資料において記述されたそれとは時に大きく様相を異にすることを明らかにしつつある。⁽⁷⁾漢文資料に見える契丹の伝承については、漢文に翻訳される段階ですでに一定の改変を被っている可能性をも考慮せねばならない。

このように、『遼史』の契丹系資料は大きな限界をもつものといわざるを得ないが、それでもなお、契丹史研究資料に占めるその情報量は最大であり、記述はもつとも包括的である。そのため、『遼史』の記述はいわば無意識的に契丹史に対する理解を規定し、ある場合には契丹文資料など新資料の解釈を拘束している。本稿の作業は、遼朝建国以前に限ったことではあるが、このような既存の契丹史理解の信憑性の濃淡を再検討するものにほかならない。

第一章 「漢」・「魏」・「晋」・「元魏」前段

世表は序文・本文に分かれる。序文は内容から四節に分かれ、第一節は契丹の起源、第二節は大賀氏から遙輦氏への交代、第三節は太祖の即位を記し、第四節は奇首可汗以下、複数の可汗が年代不明であることを断った上で、年代の判明するものを編集して「遼世表を作る」と結ぶ。

本文は上下二段の表の形式を採る。第一欄の上段に「帝統」、下段に「契丹先世」の見出しを記し、第二―第八欄の上段にそれぞれ「漢」「魏」「晋」「元魏」「北齐」「隋」「唐」の王朝名を記し、下段に契丹の事跡を記す。

まずは、序文の第一節および本文の「漢」「魏」「晋」および「元魏」の前段を検討しよう。契丹が出現するまでを記述する部分である。

〔序文〕天開於子、地闢於丑、人生於寅。天地人之初、一焉耳矣。天動也、有恒度。地静也、有恒形。人動静無方、居止靡常。天主流行、地主蓄泄、二氣無往而弗達、亦惟人之所在而畀付焉。庖犧氏降、炎帝氏・黄帝氏子孫衆多、王畿之封建有限、王政之布濩無窮、故君四方者、多二帝子孫、而自服土中者本同出也。考之宇文周之書、遼本炎帝之後、而耶律儼称遼為軒轅後。儼志晚出、蓋從周書。蓋炎帝之裔曰葛烏菟者、世雄朔陲、後為冒頓可汗所襲、保鮮卑山以居、号鮮卑氏。既而慕容燕破之、析其部曰宇文、曰庫莫奚、曰契丹。契丹之名、昉見于此。

〔漢〕冒頓可汗以兵襲東胡、滅之。餘衆保鮮卑山、因号鮮卑。

〔魏〕青龍中、部長比能稍桀驁、為幽州刺史王雄所害、散徙潢水之南・黄龍之北。

〔晋〕鮮卑葛烏菟之後曰普回。普回有子莫那、自陰山南徙、始居遼西。九世為慕容晃所滅、鮮卑衆散為宇文氏、或為庫莫奚、或為契丹。

「元魏」契丹国在庫莫奚東、異族同類、東部鮮卑之別支也、至是始自号契丹。為慕容氏所破、俱竄松漠之間。

契丹の起源については、(1) 宇文部起源説、(2) 奇首可汗起源説、(3) 鮮卑起源説のおよそ三種がある。^⑧

(1) 宇文部起源説 宇文部の起源につき、『魏書』(天保五年「五五四」) 匈奴宇文莫槐伝

匈奴宇文莫槐、出於遼東塞外、其先南单于遠属也、世為東部大人。其語与鮮卑頗異。人皆翦髮而留其頂上、以為首飾、長過數寸則截短之。婦女披長襦及足、而無裳焉。秋收烏頭為毒藥、以射禽獸。

は、宇文部を匈奴の後裔として鮮卑との相異を強調する。『周書』(貞觀十年「六三六」) 文帝紀

太祖文皇帝姓宇文氏、諱泰、字黑纒、代武川人也。其先出自炎帝神農氏、為黄帝所滅、子孫遯居朔野。有葛烏菟者、雄武多算略、鮮卑慕之、奉以為主、遂總十二部落、世為大人。其後曰普回、因狩得玉璽三紐、有文曰皇帝璽、普回心異之、以為天授。其俗謂天曰宇、謂君曰文、因号宇文国、并以為氏焉。普回子莫那、自陰山南徙、始居遼西、是曰猷侯、為魏舅生之国。九世至侯豆帰、為慕容晃所滅。

も、「鮮卑慕之、奉以為主」と、宇文部に対して鮮卑が「他者」として記述されており、明言はしないものの、^⑩匈奴後裔説に従うものと思われる。^⑪

契丹を宇文部の後裔とすることは、『魏書』

庫莫奚国之先、東部宇文之別種也。初為慕容元真所破、遺落者竄匿松漠之間。其民不潔淨、而善射獵、好為寇鈔。登国三年、太祖親自出討、至弱洛水南、大破之、獲其四部落、馬牛羊豕十餘万。…(庫莫奚伝)

契丹国、在庫莫奚東、異種同類、俱竄於松漠之間。登国中、国軍大破之、遂逃迸、与庫莫奚分背。(契丹伝)
に初見する。これ以後、

奚本曰庫莫奚、東部胡之種也。為慕容氏所破、遺落者竄匿松漠之間。其俗甚為不潔、而善射獵、好為寇抄。…契丹之先、与庫莫奚異種而同類、並為慕容氏所破、俱竄於松漠之間。（『隋書』・貞觀十年〔六三六〕）

奚本曰庫莫奚、其先東部胡宇文之別種也。初為慕容晃所破、遺落者竄匿松漠之間。俗甚不潔淨、而善射獵、好為寇抄。…契丹国在庫莫奚東、与庫莫奚異種同類。並為慕容晃所破、俱竄於松漠之間。（『北史』・顯慶四年〔六五九〕）

庫莫奚、聞於後魏及後周。其先、東部鮮卑宇文之別種也。初為慕容晃所破、遺落者竄匿松漠之間。其地在今柳城郡之北。其俗甚不潔、而善於射獵、好為寇抄。…契丹之先与庫莫奚異種而同類、并為慕容氏所破、俱竄於松漠之間。（『通典』・

貞元十七年〔八〇一〕

などは表現の重複に明らかなように、『魏書』の記述を踏襲している。

（2）奇首可汗^⑬起源説 契丹の起源を開祖の八子に求める言説は、范鎮『東齋記事』（元豐年間〔一〇七八～八五〕）契丹之先、有一男子乘白馬、一女子駕灰牛、相遇於遼水之上、遂為夫婦。生八男子、則前史所謂迭為君長者也。此事得於趙志忠。志忠嘗為契丹史官、必其真也。前史雖載八男子、而不及白馬・灰牛事。契丹祀天、至今用灰牛・白馬。予嘗書其事於實錄契丹伝、王禹玉恐其非實、刪去之。予在陳州時、志忠知扶溝縣、嘗以書問其八男子迭相君長時為中原何代。志忠亦不能答、而云、約是秦漢時。恐非也。

に初見する。奇首可汗については、『遼史』本紀に、

（七年〔九一三〕六月）甲申、上登都庵山。撫其先奇首可汗遺跡、徘徊顧瞻而興歎焉。（太祖紀）

（会同四年〔九四一〕二月）丁巳、詔有司編始祖奇首可汗事迹。（太宗紀）

と見え、一九九二年に内蒙古自治区阿魯科爾沁旗罕廟蘇木朝克図山で出土した耶律羽之墓誌（会同四年〔九四一〕）

公諱羽之、姓耶律氏、其先宗分怙首、派出石槐、歷漢・魏・隋・唐已來世為君長、^⑭

にも、「佶首」として見える。

開祖八子の説は、契丹が八部編成であることの説話的表現だが、実のところ、契丹の八部編成を明言した記述は、『旧唐書』契丹伝（開運二年「九四五」）「分為八部」によりやく初見するに過ぎない。

（3）鮮卑起源説 宇文部以外の鮮卑さらには東胡に關連づける説である。この言説は耶律羽之墓誌の「派出石槐」が、後漢光和年間（一七八―一八四）に卒した檀石槐¹⁶に言及することに初見する。これに呼応したものが、十世紀中葉以降の中国文献では、『魏書』以来踏襲されてきた宇文部起源説をもちや直接には示さない。すなわち、

契丹、居潢水之南・黄龍之北、鮮卑之故地。…奚国、蓋匈奴之別種也。所居亦鮮卑故地、即東胡之界也。（『旧唐書』

…開運二年「九四五」）

契丹居潢水之南・黄龍之北、鮮卑之故地。…奚、蓋匈奴之別種。所居亦鮮卑之故地、即東胡之界也。（『唐会要』…建

隆二年「九六一」）

契丹者、古匈奴之種也。代居遼澤之中・潢水南岸、南距榆関一千一百里、榆関南距幽州七百里、本鮮卑之旧地也。（『旧

五代史』…開宝七年「九七四」）

のうち、『旧五代史』では、『魏書』匈奴宇文莫槐伝が宇文部を匈奴系とすることを踏まえたものか、契丹を「古匈奴之種」とするが、『旧唐書』『唐会要』では契丹の起源を直接には示さず、おそらくは『魏書』が奚・契丹を「異種同類」とすることを前提に、奚について「蓋匈奴之別種」と記すことで、間接的に契丹の匈奴―宇文部起源説を示唆しているようである。ついで、

奚、本匈奴別種、即東胡之地。…契丹、本鮮卑之種也。居遼澤之中・潢水之南。（『五代会要』…建隆二年「九六一」）
契丹自後魏以来、名見中国。或曰与庫莫奚同類而異種。其居曰梟羅箇没里。没里者、河也。是謂潢水之南・黄龍之北、

得鮮卑之故地、故又以為鮮卑之遺種。…奚、本匈奴之別種。〔『新五代史』…皇祐五年〔一〇五三〕〕

契丹、本東胡種、其先為匈奴所破、保鮮卑山。魏青龍中、部酋比能稍桀驁、為幽州刺史王雄所殺、衆遂微、逃潢水之南・黃龍之北。至元魏、自号曰契丹。…奚亦東胡種、為匈奴所破、保烏丸山。漢曹操斬其帥蹋頓、蓋其後也。元魏時自号庫莫奚、居鮮卑故地。〔『新唐書』…嘉祐五年〔一〇六〇〕〕

では、契丹を鮮卑に起源するものとする説が出現している。とくに『新唐書』では、東胡が匈奴に敗れて鮮卑が形成され、青龍三年（二三五）の軻比能殺害^①を契機に「潢水之南・黃龍之北」に逃れたものが、北魏に至って契丹を自称したとしており、奚についても同様に東胡ついで烏丸の子孫が北魏に至って奚を自称したとして、宇文部起源説を明白に排除し、北魏以前については東胡・鮮卑そのものの推移を提示している。なお、『金史』奚王回离保伝「贊曰、庫莫奚・契丹起於漢末」は、『新唐書』の軻比能殺害の或説で、後漢末年における檀石槐の死を契丹成立の契機とみなしたものであろう。

このように十世紀中葉以降の中国文献に認められる宇文部起源説から鮮卑起源説への転換は、遼朝において創出された鮮卑起源説が伝播した結果であると思われる。

第一説の初見が六世紀半ばに遡るのに対し、第二・第三説の存在が確言できるのは、現時点では十世紀半ばであり、実際の契丹史を考える上で、これらを第一説と同等に扱い得ないことはいまでもない。また、これらは初見が降るだけでなく、内容的にもかなり不安定であった。耶律羽之墓誌では鮮卑起源説を前提に、奇首可汗起源説をも記述しており、両者は決して矛盾するものではなかった。そのためか、両者の混淆も時に認められる。

すなわち、『遼史』耶律曷魯伝「漢人殺我祖奚首、夷離董怨次骨、日夜思報漢人」の「奚首」は、「奇首」の同音異訳に他ならないが、これが漢人に殺されたという記述は、奇首可汗と軻比能の混淆を示唆する。

また、上掲の『東斎記事』において、范鎮が「八子」の時代を問うところ、趙志忠（趙至忠）は答えることができなかったが、

結局「約是秦漢時」と述べている。「秦漢時」という表現は、ただちに『晋書』慕容廆載記の「秦漢之際」に東胡が匈奴に敗れ、鮮卑が成立したという記述を連想させる。臆測を逞しくするならば、耶律羽之墓誌にうかがわれるように、遼朝では鮮卑起源説と奇首可汗起源説が併存しており、趙志忠は奇首可汗の時代について確答できなかったため、鮮卑の起源である「秦漢時」を答えたものであろう。

十世紀半ばの契丹において、宇文部起源説とは異なる鮮卑起源説が存在したことが確認されたが、本来、『周書』文帝紀は、「舅生（甥）之国」として、炎帝に出自する宇文部と黄帝に出自する拓跋部（魏）との対等性を主張するものであり、中国人の觀念において宇文部とその他の鮮卑諸部との間に優劣があったとは思えない。契丹における鮮卑起源説の主張は、中国との関係においてではなく、むしろ北族との関係において意味があったものと思われる。ここで想起されるのは、契丹が、天顯元年（九二六）に併合した渤海である。『新唐書』渤海伝

以肅慎故地為上京、曰龍泉府、領龍・湖・渤海三州。

其南為中京、曰顯德府、領盧・鉄・鉄・湯・榮・興六州。

獐狍故地為東京、曰龍原府、亦曰柵城府、領慶・塩・穆・賀四州。

沃沮故地為南京、曰南海府、領沃・晴・椒三州。

高麗故地為西京、曰鴨渚府、領神・桓・豊・正四州、曰長嶺府、領瑕・河二州。

扶餘故地為扶餘府、常屯勁兵扞契丹、領扶・仙二州。

に見えるように、渤海は、その五京および扶餘府を肅慎・獐狍・沃沮・高句麗・扶餘の故地と称していた。¹⁸ かわめて興味深いことに、これらは、東北アジアに対する最初のまとまった記述であり、中国人の東北アジアに対する「常識」を規定したと思われる『三国志』烏桓鮮卑東夷伝の東夷の部分に見える夫餘・高句麗・東沃沮・挹婁・濊・韓・倭のうち韓・倭を除く

た諸国を網羅している。中国に対して、渤海がこれら東北アジア諸国の統合者であることを標榜したものにほかならない。

契丹が宇文部ではなく、鮮卑に自らの起源を求めたのは、渤海のこのような姿勢に対抗し、同じく『三国志』烏丸鮮卑東夷伝に見える鮮卑を選択することで、東北アジアおよび北アジアの統合者であることを標榜したものであったかと思われる。鮮卑起源説がほかならぬ東丹国の中臺省左相をつとめた耶律羽之の墓誌に初見することは決して偶然ではあるまい。¹⁹⁾

以上、契丹の起源に関する三種の言説を概観した。これを踏まえて、世表の分析に移ろう。

序文「考之宇文周之書、遼本炎帝之後、…蓋炎帝之裔曰葛烏菟者、世雄朔陲」および晋「鮮卑葛烏菟之後曰普回。普回有子莫那、自陰山南徙、始居遼西。九世為慕容晃所滅」は、『周書』文帝紀に拠り、宇文部起源説を採る。

序文「耶律儼称遼為軒轅後」は、鮮卑起源説に属する。拓跋部の始祖を黄帝とすることは『魏書』序紀に見える。²⁰⁾ 一方、同じく鮮卑でも慕容部について、『十六国春秋』前燕録は

『十六国春秋』前燕録 ²¹⁾	『晋書』慕容廆載記
慕容廆、字弈落環、昌黎棘城鮮卑人也。昔高辛氏遊於海濱、留少子厭越以君北夷、邑於紫濛之野。世居遼左、号曰東胡。其後雄昌与匈奴争盛、控弦之士二十餘万、風俗・官号与匈奴略同。秦西漢之際、為西匈奴所敗、分保鮮卑山、因復以山為号也。	慕容廆字弈洛瑰、昌黎棘城鮮卑人也。其先有熊氏之苗裔、世居北夷、邑于紫蒙之野、号曰東胡。其後与匈奴並盛、控弦之士二十餘万、風俗官号与匈奴略同。秦漢之際為匈奴所敗、分保鮮卑山、因以為号。

と、高辛氏の子孫とするが、『晋書』（貞観二十二年「六四六」）慕容廆載記は、有熊氏すなわち黄帝の子孫に改めている。北魏の中原制覇を経て、『魏書』序紀に見えるような鮮卑の開祖を黄帝とする言説が一般的な權威を持つようになり、『晋書』

はそれに従って『十六国春秋』の記述を改変したものである。²²⁾

序文「後為冒頓可汗所襲、保鮮卑山以居、号鮮卑氏」および漢「冒頓可汗以兵襲東胡、滅之。餘衆保鮮卑山、因号鮮卑」・魏「青龍中、部長比能稍桀驁、為幽州刺史王雄所害、散徙潢水之南・黃龍之北」は、『新唐書』契丹伝の記述を基調として用いるが、『冒頓可汗』および序文「号鮮卑氏」・漢「因号鮮卑」は、『後漢書』烏桓鮮卑列伝

烏桓者、本東胡也。漢初、匈奴冒頓滅其国、餘類保烏桓山、因以為号焉。…鮮卑者、亦東胡之支也、別依鮮卑山、故因号焉。に取材し、「襲」は、さらに『史記』匈奴列伝「冒頓上馬、令国中有後者斬、遂東襲擊東胡」にまで遡って取材したものであろう。また『新唐書』の「部酋」を「部長」に改めているが、下文においても、北族に対する貶意を含んだ表現は随時改められている。

晋「鮮卑葛烏菟之後曰普回。普回有子莫那、自陰山南徙、始居遼西。九世為慕容晃所滅」は『周書』文帝紀に拠るが、葛烏菟に「鮮卑」を冠することは、宇文部を鮮卑にとつての他者として記述する『周書』に対する大幅な改変である。さらに晋「鮮卑衆散為宇文氏、或為庫莫奚、或為契丹」は、「鮮卑」が宇文氏・庫莫奚・契丹に分離したとし、『魏書』が庫莫奚を「東部宇文之別種」、契丹を庫莫奚の「異種同類」とする、すなわち庫莫奚・契丹を宇文部より分離したものとする記述をやはり大幅に改変している。²³⁾さらに元魏「契丹国在庫莫奚東、異族同類、東部鮮卑之別支也、至是始自号契丹。為慕容氏所破、俱竄松漠之間」は『魏書』に拠るが、庫莫奚伝の「東部宇文之別種也」を「東部鮮卑之別支也」と改めている。要するに、世表は、序文では、中国系資料においてもっとも正統的というべき宇文部起源説を標榜し、それとのあからさまな矛盾を避けてはいるが、実質的には契丹系資料に基づく鮮卑起源説を主張しているのである。

第二章 「元魏」後段・「北齊」・「隋」・「唐」前段

契丹人は、遼朝成立以前における「遙輦九世可汗」の存在を伝えていた。一方、『旧唐書』（開運二年「九四五」）契丹伝以降の中国文献は、唐代契丹の君長の姓を「大賀氏」とする。これらを整合すべく、『遼史』は、開元天宝年間における大賀氏から遙輦氏への王朝交代を想定する。世表の「元魏」後段から「唐」前段までの部分は、この王朝交代期以前の契丹の推移を記述する。

「元魏」前段は、『魏書』契丹伝に取材する。

道武帝登国間、大破之、遂与庫莫奚分背。經数十年、稍滋蔓、有部落於和龍之北數百里。太武帝太平真君以來、歲致名馬。獻文時、使莫弗紇何辰來獻、始班諸国末、欣服。万丹部・何大何部・伏弗郁部・羽陵部・日連部・匹黎部・黎部・吐六于部以名馬文皮來貢、得交市于和龍・密雲之間。太和三年、高句麗与蠕蠕謀取地豆于以分之、契丹懼、莫弗賀勿于率其部落車三千乘、衆万余口内附、止於白狼水東。

『魏書』契丹伝

登国中、国軍大破之、遂逃迸、与庫莫奚分背。經数十年、稍滋蔓、有部落、於和龍之北數百里、多為寇盜。真君以來、求朝獻、歲貢名馬。顯祖時、使莫弗紇何辰奉獻、得班饗於諸国之末。歸而相謂、言国家之美、心皆忻慕、於是東北群狄聞之、莫不思服。悉万丹部・何大何部・伏弗郁部・羽陵部・日連部・匹黎部・黎部・吐六于部等、各以其名馬文皮入獻天府、遂求為常。皆得交市於和龍・密雲之間、貢獻不絕。太和三年、高句麗竊与蠕蠕謀、欲取地豆于以分之。契丹懼其侵軼、其莫弗賀勿于率其部落車三千乘、衆万余口、驅徙雜畜、求入内附、止於白狼水東。自此歲常朝貢。後告

世表は『魏書』の表現を少なからず削除・改変している。契丹を貶めるものとして「多為寇盜」は削除され、契丹が北魏の朝貢国であったことを明示する「求朝献」「貢獻不絶」は削除、「歲貢名馬」は「歲致名馬」に、「入献天府」は「来貢」に改変、「自此歲常朝貢」以下は全く削除されている。

もっとも重要な改変は、「婦而相謂、言国家之美、心皆忻慕、於是東北群狄聞之、莫不思服」を削除することによって、悉万丹部以下の「東北群狄」八部を契丹の八部としていることである。そもそも『魏書』は「吐六于部」のあとに「等」を置き、「東北群狄」がここに掲げた八部に限らないことを示唆するが、世表はこの「等」を削除して八部に限定している。営衛志は「古八部」⁽²⁴⁾の見出しのもとにこの八部を並べ、

契丹之先、曰奇首可汗、生八子。其後族属漸盛、分為八部、居松漠之間。今永州木葉山有契丹始祖廟、奇首可汗・可敦并八子像在焉。潢河之西・土河之北、奇首可汗故壤也。

と説明して、これを奇首可汗八子の後裔とする。奇首可汗起源説に附会すべく、『魏書』を改竄したものにはかならない。

そもそも『魏書』契丹伝の記述にすでに問題がある。第一に、『魏書』顯祖紀によれば、契丹は、皇興二年（四六八）、「伏弗・郁羽陵・日連・匹黎尔・叱六手・悉万丹・阿大何」とともに北魏に朝貢しているが、皇興元年（四六七）にはすでに「具伏弗・郁羽陵・日連・匹黎尔」の朝貢が見える。つまり、契丹が厚遇された結果、「東北群狄」が入貢するようになったという契

饑、高祖矜之、聽其入関市糴。及世宗・肅宗時、恒遣使貢方物。熙平中、契丹使人祖真等三十人還、靈太后以其俗嫁娶之際、以青氍為上服、人給青氍兩匹、賞其誠款之心、餘依旧式。朝貢至齊受禪常不絶。

丹伝の記述は成り立たない。第二に、これら諸部の一部分は、『魏書』勿吉伝に「具弗伏国・匹黎余国・拔大何国・郁羽陵国」として見える。契丹伝の「何大何」を、顯祖紀は「阿大何」、勿吉伝は「拔大何」に作り、また「吐六于」を顯祖紀は「叱六于」に作るが、どれが正しいのかわからない。ついで、契丹伝の「伏弗郁部・羽陵部」は「具伏弗部・郁羽陵部」の誤り、「匹黎部・黎部」は「匹黎余部」の誤りとなる。従って、そもそも契丹伝には八部ではなく七部しか連ねていなかったことになる。

「北齊」は、『北史』契丹伝に取材する。

天保四年九月、契丹犯塞、文宣帝親討之、至平州、乃趨長塹。司徒潘相樂率精騎五千、自東道趣青山。安德王韓軌帥騎四千東斷走路。帝親踰山嶺奮擊、虜男女十餘万、雜畜數十万。相樂又於青山大破別部、所虜生口分置諸州。復為突厥所逼、又以万家寄処高麗境內。

「隋」は、『隋書』契丹伝に取材する。

開皇四年、率諸莫弗賀來謁。五年、悉衆款塞、高祖納之、聽居故地。六年、諸部相攻不止、又与突厥相侵、

『北史』契丹伝

天保四年九月、契丹犯塞、文宣帝親戎北討、至平州、遂西趣長塹。詔司徒潘相樂帥精騎五千、自東道趣青山。復詔安德王韓軌帥精騎四千東趣、斷契丹走路。帝親踰山嶺、奮擊大破之、虜十餘万口、雜畜数十万頭。相樂又於青山大破契丹別部。所虜生口、皆分置諸州。其後復為突厥所逼、又以万家寄於高麗。

『隋書』契丹伝

開皇四年、率諸莫弗賀來謁。五年、悉其衆款塞、高祖納之、聽居其故地。六年、其諸部相攻撃、久不止、又与突厥相侵、

高祖使使諭解之。別部

出伏等違高麗、率衆内附、置於渴奚那頡之北。

開皇末、別部四千餘戸違突厥來降、高祖

給糧遣還。固辭不去、部

落漸衆。遂北徙、逐水草、当遼西正北二百里、依紇臣水而

居。東西互五百里、南北三百里、分為十部、兵多者三千、

少者千餘。有征伐、酋帥相与議之、

興兵則合符契。突厥沙鉢略可汗遣吐屯潘瑒統之、

契丹殺吐屯。大業七年、貢方物。

高祖使使責讓之。其国遣使詣闕、頓顙謝罪。其後契丹別部

出伏等背高麗、率衆内附。高祖納之、安置於渴奚那頡之北。

開皇末、其別部四千餘家背突厥來降。上方与突厥和好、重

失遠人之心、悉令給糧還本、敕突厥撫納之。固辭不去。部

落漸衆、遂北徙逐水草、当遼西正北二百里、依託紇臣水而

居。東西互五百里、南北三百里、分為十部。兵多者三千、

少者千餘、逐寒暑、隨水草畜牧。有征伐、則酋帥相与議之、

興兵動衆合符契。突厥沙鉢略可汗遣吐屯潘瑒統之。

世表は『隋書』の「責讓」を「諭解」に改めた上、「其国遣使詣闕、頓顙謝罪」を削除する。また、「上方与突厥和好、重失遠人之心」「敕突厥撫納之」など、当時の隋が突厥との關係を重視したことや、「逐寒暑、隨水草畜牧」の如く、契丹の遊牧を明示する部分は削除している。なお、世表末節の「契丹殺吐屯。大業七年、貢方物」は、現行の『隋書』には見えず、『北史』契丹伝に見えるが、これは世表が『北史』をあわせて参照した結果というよりは、なおこの一節が脱落していない『隋書』を用いたものであろう。

營衛志は、「隋契丹十部」の見出しを立てた上で、

元魏末、莫弗賀勿于畏高麗・蠕蠕侵逼、率車三千乘、衆万口内附、乃去奇首可汗故壤、居白狼水東。

と説明し、また營衛志序文には、

奇首八部為高麗・蠕蠕所侵、僅以万口附于元魏。生聚未幾、北齊見侵、掠男女十万余口。繼為突厥所逼、寄处高麗、不過万家。部落離散、非復古八部矣。別部有臣附突厥者、内附於隋者、依紇臣水而居。部落漸衆、分為十部、有地遼西五百餘里。と記す。傍線部は、奇首可汗起源説との整合を企図したものに他ならない。

「唐」前段は基本的に『新唐書』契丹伝に取材し、その他の中国系資料が参照されている。「唐」前段の前半、窟哥以前の部分は以下の如くである。

唐 契丹地直京師東北五千里而羸、東距高麗、西奚、南營州、北靺鞨・室韋、阻冷陁山以自固。射獵居处無常。其君大賀氏有勝兵四万、析八部、臣于突厥、以為俟斤。凡調發攻戰、則諸部畢会、獵則部得自行。与奚不平、每鬥不利、輒遁保鮮卑山。

武徳中、大帥孫敖曹与靺鞨長突地稽俱来朝。

二年、入犯平州境。

六年、君長咄羅猷名馬・豊貂。

貞観二年、摩会来降。突厥請

『新唐書』契丹伝

地直京師東北五千里而羸、東距高麗、西奚、南營州、北靺鞨・室韋、阻冷陁山以自固。射獵居处無常。其君大賀氏、有勝兵四万、析八部、臣于突厥、以為俟斤。凡調發攻戰、則諸部畢会、獵則部得自行。与奚不平、每鬥不利、輒遁保鮮卑山。

風俗与突厥大抵略侔。死不墓、以馬車載尸入山、置於樹顛。

子孫死、父母旦夕哭、父母死則否、亦無喪期。

武徳中、其大酋孫敖曹与靺鞨長突地稽俱遣人来朝、

而君長或小入寇辺。

後二年、君長乃遣使者上名馬、豊貂。

貞観二年、摩会来降。突厥頡利可汗不欲外夷与唐合、乃請

以梁師都易契丹、太宗曰、契丹・突厥不同類、師都、唐編戶、我將擒之、不可易降者。

三年、摩会入朝、賜鼓纛、由是有常貢。

帝伐高麗、悉發契丹・奚首領從軍。還過營州、以窟哥為左武衛將軍。大帥辱紇

主、主曲率衆來歸、即其部為玄州、以主曲為刺史、隸營州都

督府。窟哥拳部内属、乃置松漠都督府、以窟哥為

都督、封無極男、賜姓李氏。以達稽部為

峭落州、紇便部為彈汗州、独活部為無逢州、芬間部羽陵

州、突便部為日連州、芮奚部為徒河州、墜斤部為万丹州、

伏部為匹黎・赤山二州、俱隸松漠府、以辱紇主為刺史。

以梁師都易契丹。太宗曰、契丹・突厥不同類、今已降我、尚可索邪。師都、唐編戶、盜我州部、突厥輒為助、我將擒之、誼不可易降者。

明年、摩会復入朝、賜鼓纛、由是有常貢。

帝伐高麗、悉發酋長与奚首領從軍。帝還、過營州、尽召其長窟哥及老人、差賜繪采、以窟哥為左武衛將軍。大酋辱紇

主曲、主曲又率衆來歸、即其部為玄州、拜曲主曲刺史、隸營州都督府。未幾、窟哥拳部内属、乃置松漠都督府、以窟哥為使持

節十州諸軍事、松漠都督、封無極男、賜氏李。以達稽部為

峭落州、紇便部為彈汗州、独活部為無逢州、芬間部為羽陵

州、突便部為日連州、芮奚部為徒河州、墜斤部為万丹州、

伏部為匹黎・赤山二州、俱隸松漠府、即以辱紇主為之刺史。

『新唐書』の「風俗与突厥大抵略侔」以下は削除、「大酋」は「大帥」に、「酋長」は「契丹」に改められている。武徳年間については、『旧唐書』契丹伝「二年、入寇平州。六年、其君長咄羅遣使貢名馬・豐貂」が参用され、紀年が補われている。ここでも「入寇」が「入犯」に改められている。

松漠都督府設置の一節に見える「使持節十州諸軍事」を世表は削除しているが、當衛志では、「唐大賀氏八部」の見出しのもとにここに見える八部九州を並べる。世表・當衛志の「紇便部」は、『新唐書』契丹伝に拠るが、後掲の『新唐書』地

理志は「析紇便部」に作り、『冊府元龜』（大中祥符六年「一〇二三」）外臣部／降附の「析紇使部」は「析紇便部」の誤写となる。

また、九州のうち、万丹州・羽陵州・日連州・匹黎州は、『魏書』契丹伝の「東北群狄」諸部の名を用いており、これを根拠に「古八部」「唐大賀氏八部」の継承性を主張する説があるが、⁽²⁵⁾ 羈縻州の名は、当該地域の地名・民族名が無原則に選択されることが一般的であり、実質的な継承性を保証するものではない。残る五州のうち、彈汗州は後漢時代の鮮卑・檀石槐の本拠地であった彈汗山に、⁽²⁶⁾ 徒河州は前漢時代の遼西郡の縣名あるいは慕容部・段部など遼西方面にあった鮮卑系諸部に對して北魏が用いた呼称に、⁽²⁸⁾ 赤山州は後漢時代の烏桓の山名にそれぞれ由来するが、それを根拠に、析紇便部を檀石槐、芮奚部を慕容部・段部、伏部を烏桓と関連づけえないことはいうまでもない。加えて「東北群狄」諸部が朝貢した皇興元年（四六七）・二年（四六八）から貞觀二十二年（六四八）まですでに一八〇年がたっており、その間、何らの消息も無かった民族集団が忽然と再登場するといったことは現実にはありそうにない。

上述の如く、唐代契丹の君長の姓を「大賀氏」とすることは、『旧唐書』契丹伝によく初見する。貞觀二年（六二八）、契丹の君長・摩会が内附したが、『冊府元龜』外臣部／降附は「太賀摩会」に作る。『旧唐書』地理志には、「昌州 貞觀二年以松漠部落置、僑治營州之靜蕃戌」と見える。貞觀二十二年（六四八）、窟哥が内附し、唐は松漠都督府を設置した。『旧唐書』契丹伝は、「松漠」の称谓を共有することを根拠に、窟哥が摩会と同じく松漠部落に属すると解し、「太賀摩会」を根拠に、窟哥の子孫を「大賀氏」と称したものである。しかしながら、唐代の同時代資料には「大賀氏」は見えない。ここで注目されるのが、「太賀」を夫餘・高句麗の官号「大加」に関連づける説である。⁽³⁰⁾ これに従えば、摩会はもともと高句麗に帰属していたため、その官号を称していたということになろう。窟哥を松漠部とすることも史料的には確認できず、『冊府元龜』外臣部／降附

以契丹部為松漠都督府、拜窟哥為使持節・十州諸軍事・松漠都督。又以其別帥達稽部置峭落州、〔析〕〔析〕紇〔使〕〔便〕部置〔彈〕〔彈〕汗州、独活部〔落〕置無〔逢〕〔逢〕州、芬間部置羽〔凌〕〔陵〕州、突〔使〕〔便〕部置曰連州、芮奚部置徒河州、〔遂〕〔墜〕斤部置万丹州、伏部置〔疋〕〔匹〕黎・〔亦〕〔赤〕山二州、各以其酋長辱紇主為刺史、俱隸松漠焉。

では、「契丹部」と称している。唐代における「大賀氏」の實在は当然視されているが、実はきわめて根拠薄弱な説でしかないことが了解されよう。

營衛志は、

唐太宗置玄州、以契丹大帥〔曲〕〔曲〕為刺史。又置松漠都督府、以窟哥為都督、分八部、并玄州為十州。則十部在其中矣。

とする。玄州は、『旧唐書』地理志に、「玄州 貞觀二十年以紇主曲拋部落置」と見え、契丹羈靡州の一つである。營衛志は、八部九州に玄州を併せて「十州」とするが、「十州」は松漠都督府を一州と数えたものであり、營衛志の説明は誤りである。³¹⁾ また、營衛志序文では、「唐世大賀氏仍為八部、而松漠・玄州別出、亦十部也」とし、八部に松漠（松漠都督府）・玄州（曲拋部落）を加えて十部であるとし、「隋契丹十部」との継続性を示唆するが、玄州が加わらない以上、成り立たない説である。ただ、松漠都督府が、契丹部とそれに従う八部の九部で編成されていたことには留意しておきたい。

ついで、「唐」前半の後段、李尽忠の乱までの部分は次の如くである。

窟哥死、与奚叛、行軍總管阿史德枢賓執松漠都督阿不

固、献于東都。窟哥二孫、曰枯莫離、彈汗州刺

史・歸順郡王。曰尽忠、松漠都督。敖

曹曾孫曰万榮、歸誠州刺史。時營州都督趙文翽

数侵侮其下、尽忠等怨望、与万榮

共举兵、殺文翽、擲營州、自号無

上可汗、推万榮為帥。不二旬、衆数

万、攻崇州、執擊討副使許欽寂。武后怒、詔

將軍曹仁師

等二十八將擊之、

更号万榮曰万斬、尽忠曰尽滅。

戰西硤石黃獐谷、王師敗績。進

攻平州、不克。武后益發兵

擊契丹。万榮夜襲檀州、清辺道副總管張九節

拒戰、万榮敗走。俄尽忠死、突厥默啜襲破其

部。万榮收散兵、復振。別將賂務整・何阿小入冀州、殺刺

窟哥死、与奚連叛、行軍總管阿史德枢賓等執松漠都督阿卜

固献東都。窟哥有二孫、曰枯莫離、為左衛將軍・彈汗州刺

史、封歸順郡王。曰尽忠、為武衛大將軍・松漠都督。而敖

曹有孫曰万榮、為歸誠州刺史。於是營州都督趙文翽驕奢、

数侵侮其下、尽忠等皆怨望。万榮本以侍子入朝、知中国險

易、挾乱不疑、即共举兵、殺文翽、盜營州反。尽忠自号無

上可汗、以万榮為將、縱兵四略、所向輒下、不重浹、衆数

万、妄言十万、攻崇州、執討擊副使許欽寂。武后怒、詔鷹

揚將軍曹仁師・金吾大將軍張玄遇・右武威大將軍李多祚・

司農少卿麻仁節等二十八將擊之、以梁王武三思為榆關道安

撫大使、納言姚璦為之副。更号万榮曰万斬、尽忠曰尽滅。

諸將戰西硤石黃獐谷、王師敗績、玄遇・仁節皆為虜禽。進

攻平州、不克。敗書聞、后乃以右武衛大將軍建安王武攸宜

為清辺道大總管、擊契丹、募天下人奴有勇者、官界主直、

悉發以擊虜。万榮銜枚夜襲檀州、清辺道副總管張九節募死

士数百薄戰、万榮敗而走山。俄而尽忠死、突厥默啜襲破其

部。万榮收散兵復振、使別將賂務整・何阿小入冀州、殺刺

史陸宝積、掠數千人。武后聞尽忠死、詔夏官尚書王孝傑等率兵十七萬討万榮、戰東硤石、敗績、孝傑死之、万榮進屠幽州。

又詔

御史大夫婁師德等

率兵二十萬擊之、万榮乘銳、鼓行

而南、殘瀛州屬縣。神兵道總管楊玄基率

奚掩擊、大破万榮、執何阿小、別將李楷固・駱務整降。

万榮委軍走、玄基与奚四面合擊、

万榮衆潰、東走。張九節設三伏待之。万榮窮蹙、与家奴輕

騎走潞河東、饑甚、臥林下。奴斬其首以獻、九節伝東都、

契丹餘衆

不能立、遂附突厥。

史陸宝積、掠數千人。武后聞尽忠死、更詔夏官尚書王孝傑・羽林衛將軍蘇宏暉率兵十七萬討契丹、戰東硤石、師敗、孝傑死之。万榮已勝、遂屠幽州。攸宜遣將討捕、不能克。

乃命右金吾衛大將軍河內郡王武懿宗為神兵道大總管、右肅政臺御史大夫婁師德為清辺道大總管、右武威衛大將軍沙吒忠義為清辺中道前軍總管、兵凡二十萬擊賊。万榮銳甚、鼓而南、殘瀛州屬縣、恣肆無所憚。於是神兵道總管楊玄基率奚軍掩其尾、契丹大敗、獲何阿小、降別將李楷固・駱務整、收仗械如積。万榮委軍走、殘隊復合、与奚搏、奚四面攻、乃大潰、万榮左馳。張九節為三伏伺之、万榮窮、与家奴輕騎走潞河東、饑甚、臥林下、奴斬其首、九節伝之東都、餘衆潰。攸宜凱而還、后喜、為赦天下、改元為神功。契丹不能立、遂附突厥。

久視元年、詔左玉鈐衛大將軍李楷固・右武威衛將軍駱務整討契丹、破之。此兩人皆虜善將、嘗犯辺、數窘官軍者也、及是有功。

世表は、『新唐書』の「敖曹有孫」を「敖曹曾孫」に作る。『旧唐書』契丹伝「曾孫万荣」を参照した可能性もないではないが、あるいは、『新唐書』が本来「曾孫」に作っていて、世表がこれを引用したのちに「有」に訛したものかもしれない。「万荣本以侍子入朝、知中国险易、挟乱不疑」を削除したのは、「侍子入朝」にうかがわれる唐への従属を憚ったものであろう。また「盗营州反」を「扈营州」、「撃賊」を「撃之」に改め、「恣肆無所憚」を削除している。さらに、「久視元年」以下の、契丹の降将である李楷固・駱務整が同胞の追討に活躍した一段も削除している。

窟哥の孫である枯莫離について、『旧唐書』契丹伝には、

其曾孫祐莫離、則天時歷左衛將軍兼檢校彈汗州刺史・歸順郡王。

とあり、『新唐書』は「兼檢校」を省略している。また、『新唐書』地理志には、

歸順州 開元四年（七一六）置、為契丹松漠府彈汗州部落。天宝元年（七四二）、改為歸化郡。乾元元年（七五八）、復為歸順州。天宝領縣一、戸一千三十七、口四千四百六十九。在京師二千六百里、至東都一千七百一十里。

と見える。彈汗州は、松漠都督府のもとに、析紇便部を以て設置されており、祐莫離が彈汗州刺史に任ぜられたことを根拠に松漠都督府・彈汗州を同一部族に属するとする説があるが、上述の如く窟哥は契丹部に属する。臆測を逞しくすれば、祐莫離は李尽忠の乱の際に、武周に降つたことを嘉せられて、万歳通天二年（六九七）、「歸順王」に封ぜられ、同じく降つた析紇便部彈汗州の刺史に任ぜられた。「兼檢校」であるのは、むしろ彈汗州の刺史を世襲すべき析紇便部に属さないことを示すものと思われる。ついで、開元四年、松漠都督府が復置され、おそらくは彈汗州が再建されたため、祐莫離の封号に因んで「歸順州」と改称したものであろう。

第三章 「唐」後段

「唐」後段の前半は、開元天寶年間を扱う。

(1) 開元二年、尽忠従父弟失活率部落帰唐。 (2) 失活 玄宗賜丹書鉄券。開元四年、与奚長李大酺偕来、詔復置松漠府、以失活為都督、封松漠郡王。仍置靜析軍、以失活為經略大使、八部長皆為刺史。 五年、以楊氏為永樂公主下嫁失活。六年、卒。	『新唐書』契丹伝 開元二年、尽忠従父弟都督失活以默啜政衰、率部落与頡利發伊健啜来歸、 玄宗賜丹書鉄券。後二年、与奚長李大酺偕来、詔復置松漠府、以失活為都督、封松漠郡王、授左金吾衛大將軍。仍其府置靜析軍、以失活為經略大使、所統八部皆擢其酋為刺史。詔將軍薛泰為押蕃落使、督軍鎮撫。帝以東平王外孫楊元嗣女為永樂公主、妻失活。明年、失活死、贈特進、帝遣使弔祠、
--	---

(1) はそれ以前と同様に編年体の形式を採るが、(2)「失活」以下は、契丹君長の名を見出しに立て、(2)「失活」に「開元四年」、(3)「娑固」に「開元七年」とあるように、見出しごとに同じ年号をあらためて記しており、それぞれが独立した列伝のような形式になっている。

(1) は、『新唐書』の「以默啜政衰」を削除する。「隋」にも認められたように、世表は、突厥の契丹支配に関する記述を極力削除している。

(2) 「所統八部皆擢其酋為刺史」を「八部長」に改めるのは、「酋」の表現を避けたもの、また「詔將軍薛泰為押蕃落使、督軍鎮撫」を削除したのは「蕃」の表現を避けたものであろう。このあたりは、『旧唐書』契丹伝・『新唐書』契丹伝とも紀年が杜撰であり、『旧唐書』契丹伝

①開元三年、其首領李失活以默啜政衰、率種落内附。失活即尽忠之從父弟也。②於是復置松漠都督府、封失活為松漠郡王、拜左金吾衛大將軍兼松漠都督。其所統八部落、各因旧帥拜為刺史、又以將軍薛泰督軍以鎮撫之。③明年、失活入朝、封宗室外甥女楊氏為永樂公主以妻之。④六年、失活死、上為之举哀、贈特進。失活從父弟娑固代統其衆、遣使冊立、仍令襲其兄官爵。

の①「開元三年」は「二年」の誤、②は四年だが相当する紀年を欠く。③「明年」は四年から起算して五年を指すが、このままでは「開元三年」の「明年」と誤読しかねない。『新唐書』契丹伝は、「開元二年」のあとに「後二年」「明年」を置くが、それぞれ開元四年・六年に当たり、五年に相当する紀年を欠いている。世表は『資治通鑑』唐紀／開元五年「十二月、壬午、以東平王外孫楊氏為永樂公主、妻之」より「五年」を補ったものであろう。傍線部の表現を共有することはそれを傍証する。「妻之」を「下嫁」に改めるが、「下嫁」は、天子の女の諸侯への降嫁を意味する⁽³⁶⁾。対するに「妻」は庶人の婚姻にも用いる語彙であり、そのため「下嫁」に改めたものであろう。「六年」は『旧唐書』に見える。「妻之」↓「下嫁」と同様に、「死」を「卒」に改める。「死」は庶人にも用いるが⁽³⁷⁾、『春秋経』では、天子に「崩」、諸侯に「卒」を用いる⁽³⁸⁾。

『漢高祖実録』（乾祐二年「九四九」）

蘇逢吉漢高祖実録曰、契丹本姓大賀氏、後分八族。一曰「旦」利皆邸、二曰乙失活邸、三曰実活邸、四曰納尾邸、五曰頻没邸、六曰内会雞邸、七曰集解邸、八曰奚唼邸。管縣四十一、縣有令。八族之長、皆号大人、称刺史。（『資治通鑑考異』開平元年）

は、大賀氏衰退後の「八族」を掲げ、『新五代史』契丹伝はこれを「八部」として引用する。『遼史』宮衛志は、「遙輦氏八部」の見出しのもとにこの八部を並べ、

当唐開元・天宝間、大賀氏既微、遼始祖涅里立迪輦祖里為阻午可汗。時契丹因万荣之敗、部落凋散、即故有族衆分為八部。涅里所統迭剌部自為別部、不与其列。并遙輦・迭剌亦十部也。

と説明する。八部に遙輦氏・迭剌部³⁹⁾を併せて十部とすることは、先の「大賀氏八部」の説明と同様に、「隋契丹十部」との継続性を主張するものである。遙輦氏・迭剌部と並列することで、この八部を、太祖即位以前の遙輦氏の時代に一貫して存在したものとするが、むしろ開元四年に復置された松漠都督府の「所統八部」であると考ええる。何より刺史・縣令の官号や「管縣四十一」は、

（開元十二年「七二四」）契丹有八部落、宜賜物五万段。其中取四万段、先給征行遊奕兵士及百姓。餘一万、与燕公主・松漠王衙官・刺史・縣令。其物雜以絹布、務令均平、給訖奏聞。（『冊府元龜』外臣部／褒異三）

（開元十四年「七二六」）七月、契丹部落刺史出利・縣令蘇固多等來朝。（同・朝貢四）

（天宝）二年（七四三）正月丁卯、契丹刺史匍從之等一百二十人・奚刺史達利胡等一百八十人並來朝、（同・褒異三）に見えるように、松漠都督府の領州・領縣の存在を前提とするからである。『五代會要』（建隆二年「九六一」）が、『漢高祖實錄』を引用しつつ、

管縣四十一、部有刺史、縣有令。酋長号契丹王。唐制、兼松漠府都督、幽州置松漠府長史一人監之。

と、松漠都督府と関連づけることは正しい判断である。天宝五載（七四六）に李楷落が最後の松漠都督に任ぜられたのち、十四載（七五五）には安史の乱が勃発し、松漠都督府は最終的に廃絶する。安史の乱ののち、契丹は唐への朝貢を再開するが、『新唐書』契丹伝に、「易回鶻所与旧印、賜唐新印」とあるように、会昌二年（八四二）まで契丹は回鶻の印綬を受け、また

「天子惡其外附回鶻、不復官爵渠長」とあるように、そうした契丹に、唐はもはや官爵を与えなかった。果たして、『唐会要』

自後与奚王朝貢歲至、蕃礼甚備。至貞元四年（七八八）、復犯我北鄙、幽州以聞。九年（七九三）十二月、遣使朝貢。

十年（七九四）正月、遣使朝貢。其年二月敕、幽州道入朝契丹大首領（梅）「梅」落拽何等五人、並可果毅都尉、次首

領王下詔活薛于君等一十六人、並可別將、放還国。十一年（七九五）十月、契丹大首領熱蘇等二十五人来朝。元和元年

（八〇六）、遣使朝貢。八年（八一三）十一月、契丹大首領（梅）「梅」落鶻劣来朝。十年（八一五）十一月、契丹遣使（梅）

「梅」落饒等二十九人来朝貢。十二年（八一七）十一月、契丹首領介落等朝貢、以告身十九通賜其貴人。太和九年（八三五）

十一月、契丹大首領二十九人来朝、賜物各有差。開成元年（八三六）十一月、契丹大首領涅列壞等三十一人来朝。四年

（八三九）十二月、契丹大首領薛葛等三十人来朝。

の如く、この時期の契丹使節は、おおむね「大首領」を称し、あるいは回鶻の官号である「梅落」⁴¹を用いるが、唐の官号は認められない。⁴²『漢高祖実録』は開元天宝年間の契丹八部に関する材料を、遼朝成立直前のそれと誤認したものである。⁴³『遼史』地理志に至っては

迨于五代、闢地東西三千里。遙輦氏更八部曰旦利皆部・乙室活部・実活部・納尾部・頻没部・内会雞部・集解部・奚啞部、属縣四十有一。每部設刺史、縣置令。

とするが、「五代」の初年である後梁開平元年（九〇七）がすでに太祖元年であって、もはや遙輦氏の時代ではない。「迨于五代」の一句は『新五代史』に見えることに牽引されたものであろう。

『漢高祖実録』の掲げる八部のうち、旦利皆部・実活部・頻没部・納尾部・内会雞部・集解部・奚啞部の七部は、「唐大賀氏八部」の達稽部・独活部・芬間部・突便部・芮奚部・墜斤部・紇便部の同音異訳とされる。⁴³

附言すべきは、『漢高祖実録』の乙失活部についてである。『旧唐書』地理志の乙失活部に相当する。万歲通天元年（六九六）、

おそらくは李尽忠の乱勃発の直前に、武周は乙失活部を以て営州管内に信州を設置した。二年（六九七）、信州は青州管内に移転し、ついで神龍初（元年「七〇五」）、幽州范陽縣に移転した⁽⁴⁴⁾。天宝十四載（七五五）、安祿山が挙兵に際して幽州管内の羈縻州を動員したため、唐はこれらを廃した⁽⁴⁵⁾。十五載（七五六）、安祿山が留守にした幽州を奚・契丹が襲った⁽⁴⁶⁾。この過程で契丹羈縻州が解体して、乙失活部も北帰したものとし、「遙輦氏八部」の成立をそれ以降のこととする説がある⁽⁴⁷⁾。しかし、契丹羈縻州解体ののちに、刺史・縣令の称号が用いられたはずがない。ここで確認しておきたいことは、羈縻州を編成したのは特定部落の全てとは限らないということである。たとえば遼州（威州）は孫敖曹に率いられた内稽部落によって幽州管内に設置されたが、孫敖曹の曾孫である孫万榮は、営州管内で歸誠州刺史に任ぜられ、さらに松漠都督府領州の徒河州を立てた芮奚部も内稽部の同音異訳である。つまり、孫万榮が歸誠州刺史に任ぜられた段階で、内稽部は少なくとも徒河州・威州・歸誠州の三つに分かれていたことになる。乙失活部についても、信州以外に、『旧唐書』張孝忠伝に、

張孝忠、本奚之種類⁽⁴⁹⁾。曾祖靖、祖遜、代乙失活部落酋帥。父謐、開元中以衆歸国、授鴻臚卿同正。

とあり、万歲通天元年（六九六）に信州に置かれたものとは別に開元年間に帰順したものもあったのであり、信州に置かれたもののみを想定する必要はない。

（3）娑固 失活之弟、帝以娑固襲爵。開元七年十一月、娑固与公主来朝。衙官可突于勇悍、得衆心、娑固欲除之。事泄、可突于攻之、娑固奔營州。都督許欽澹及奚君李大酺攻可突于、不勝、娑固・大酺皆死。

以其弟中郎將娑固襲封及所領。明年、娑固与公主来朝、宴賚有加。有可突于者、為靜析軍副使、悍勇得衆、娑固欲去之、未決。可突于反攻娑固、娑固奔營州。都督許欽澹以州甲五百、合奚君長李大酺兵共攻可突于、不勝、娑固・大酺皆死、欽澹懼、徙軍入榆関。

韓愈作可突干、劉昫・宋祁及唐会要皆作可突于。

(4) 鬱于 娑固從父弟也、可突于推以為主、遣使謝罪、玄宗冊立襲娑固位。開元十年、鬱于入朝、以

慕容氏為燕郡公主下嫁鬱于、

卒。

(5) 咄于 鬱于之弟、襲官爵。開元十三年、咄于復与可突于猜阻、与公主来奔、改封遼陽王。

(6) 邵固 咄于之弟、国人共立之。開元十三年冬、朝于行在、從封禪泰山、

改封広化郡王、以陳氏為東光公主下嫁邵固。

十八年、為可突于所弑、以其衆降突厥、東光公主走平盧。

可突于奉娑固從父弟鬱于為君、遣使者謝罪、有詔即拜鬱于松漠郡王、而赦可突于。鬱于来朝、授率更令、以宗室所出女慕容為燕郡公主妻之。可突于亦来朝、擢左羽林衛將軍。

鬱于死、

弟吐于嗣、与可突

于有隙、不能定其下、携公主来奔、封遼陽郡王、留宿衛。

可突于奉尽忠弟邵固統衆、詔許襲王。

天子封禪、邵固与諸蕃長皆從行在。明年、拜左羽林衛大將

軍、徙王広化郡、以宗室出女陳為東華公主、妻邵固、詔官

其部酋長百餘人、邵固以子入侍。可突于復来、不為宰相李

元紘所礼、鞅鞅去。張說曰、彼獸心者、唯利是向。且方持

国、下所附也、不仮以礼、不来矣。

後三年、可突于殺邵固、立屈烈為王、脅奚衆共降突厥、公

主走平盧軍。

詔幽州長史・知范陽節度事趙含章擊之、遣中書舍人裴寬・給事中薛侃大募壯士、拜忠王浚河北道行軍元帥、以御史大

(3) の「娑固奔營州」までは『唐会要』

(十)「七」年十一月、娑固与公主来朝。宴於内殿。及帰、娑固衙官可突于勇悍得衆。娑固欲除之。而事泄、可突于攻之、娑固奔營州。

を用い、「都督許欽澹及奚君李大酺攻可突于、不勝、娑固・大酺皆死」は『新唐書』に拠る。「韓愈作可突干、劉昫・宋祁及唐会要皆作可突于」は、『資治通鑑考異』

夫李朝隱・京兆尹裴仙先副之、帥程伯猷・張文儼・宋之悌・李東蒙・趙万功・郭英傑等八總管兵擊契丹。既又以忠王兼河東道諸軍元帥、王不行。以礼部尚書信安郡王禕持節河北道行軍副元帥、与含章出塞捕虜、大破之。可突于走、奚衆降、王以二蕃俘級告諸廟。明年、可突于盜辺、幽州長史薛楚玉・副總管郭英傑・吳克勤・烏知義・羅守忠率万騎及奚擊之、戰都山下。可突于以突厥兵来、奚懼、持兩端、衆走險。知義・守忠敗、英傑・克勤死之、殺唐兵万人。

韓愈烏氏先廟碑云、尚書諱承治、開元中管平盧先鋒軍、屢破奚・契丹、從戰捺祿、走可突天。(開元十八年)

新書烏承玼伝云、可突干殺其王邵固、降突厥、而奚亦乱。是歲奚・契丹入寇、詔承玼擊之、破於捺祿山。又云、勃海大武藝引兵至馬都山、屠城邑、承玼窒要路、塹以大石、亙四百里、於是流人得還土少休、脱鎧而耕、歲省度支運錢。按韓愈為烏重胤作廟碑、敘重胤父承治云、屢破奚・契丹、從戰捺祿、走可突干勃海上、至馬都山、吏民逃徙失業。尚

書領所部兵塞其道、塹原累石、綿四百里、深高皆三丈。寇不得進、民還其居、歲罷錢三千万。疑新書約此碑作承玘伝。按新・旧帝紀及勃海伝皆無武藝入寇至馬都山事、或者韓碑云、走可突干勃海上、至馬都山、謂破走可突干勃海上、追之至馬都山耳。二十一年、郭英傑与可突干戰都山。然則都山蓋契丹之地也。吏民逃徙失業、蓋因可突干入寇而然、与上止是一事、新書承之致誤。然未知新書承玘伝中餘事、別拋何書。(開元二十一年)

を踏まえたものであろうが、世表がこの部分を編纂するに当たって、『新唐書』(「宋祁」)のほか、『唐会要』・『旧唐書』(「劉昫」)さらに『資治通鑑』(元豊七年「一〇八四」)を参照していたことをあらためて確認させる。

(4) は、傍線部の表現の共有から、『資治通鑑』開元十年

(閏五月) 己丑、以餘姚縣主女慕容氏為燕郡公主、妻契丹王鬱干。

に、(5) (6) は、「吐干」を「咄干」に作ることや、その他の表現の重複から『唐会要』

鬱干死、立其弟咄干、襲其官爵、復以燕郡公主為妻。十三年、咄干復与可突干相猜阻、携公主来奔、改封遼陽郡王。

国人立其弟邵固。其冬、邵固詣行在、從至東嶽、詔授左羽林員外大將軍、改封広化郡王、仍封宗室外甥陳氏女為東光公主以妻之。十八年、邵固為可突干所殺、以其衆降突厥、東光公主走投平盧。

に拠ったことがわかる。(6) 「為可突干所殺」を「為可突干所弑」に改めている。

(7) 屈列 不知其世系、可突干立之。

開元二十二年六月、幽州節度使張守珪大破可突干。十二月、又破之、

斬屈列及可突干等、

帝擢張守珪為幽州長史経略之。守珪既善將、可突干恐、陽請臣而稍趨西北倚突厥。其衛官李過折与可突干内不平、守珪使客王悔陰邀之、以兵围可突干、過折即夜斬可突干、屈

伝首東都、餘衆散走山谷。

(8) 過折 本契丹部長、為松漠府衙官、斬可突于及屈列婦唐。幽州節度使張守珪立之、封北平郡王。是年、可突于餘党泥礼弒過折、屠其家、一子刺乾走安東、拜左驍衛將軍。

(9) 自此、契丹中衰、大賀氏附庸於奚王、以通于唐、朝貢歲至。至德・宝応間再至、大曆中十三至、貞元九年、十年、十一年三至、元和中七至、太和・開成間四至。

烈及支党数十人、自歸。守珪使過折統其部、函可突于等首伝東都。

拜過折北平郡王、為松漠都督。

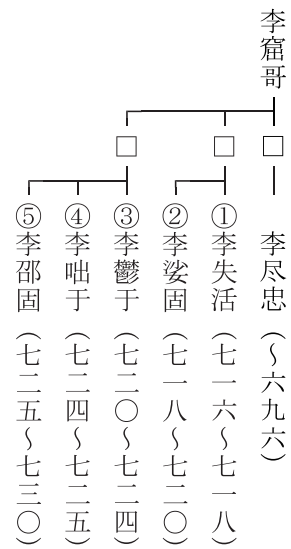
可突于殘党

擊殺過折、屠其家、一子刺乾走安東、拜左驍衛將軍。二十五年、守珪討契丹、再破之、有詔自今戰有功必告廟。

(7) は「屈列」の表記やその他の表現の重複から、『唐会要』

二十二年六月、幽州節度使張守珪大破之、遣使獻捷。敕曰、辺境為患、莫甚于林胡、朝廷是虞、幾煩於將帥、積年逋誅、一朝翦滅、則東方之蠱賊、寢以廓清、河朔之民人、差寬征戍、此皆上憑九廟之靈、下仗群帥之功。今具凱旋、敢不以獻、宜拊日告九廟、所司准式。其年十(一)「二」月、幽州節度使張守珪發兵討契丹、斬其王屈列、及其大臣可突于等、伝首東都、餘衆及叛奚皆散走山谷。

に拠ったことがわかる。「不知其世系」とは、ここまでに登場した失活く邵固の五人の続柄が伝えられることと対比してか、
 くいものである。



（8）「本契丹部長」は、『唐会要』

立其酋長李過折為契丹王、仍授特進、封北平郡王。其年、過折又為可突于党泥礼所殺、惟一子刺乾、走投安東獲免、扈左驍衛將軍。

の「酋長」を改めたものであろう。「是年、可突于餘党泥礼弑過折」は、『旧唐書』契丹伝「其年、過折為可突于餘党泥礼所殺」を用いる。

（9）は降って開成年間（八三六～八四〇）までの契丹の唐への朝貢の回数を記す。『新唐書』契丹伝に拠るものだが、貞元年間の「九年、十年、十一年」については、『唐会要』

自後与奚王朝貢歲至、蕃礼甚備。至貞元四年、復犯我北鄙、幽州以聞。九年十二月、遣使朝貢。十年正月、遣使朝貢。其年二月敕、幽州道人朝契丹大首領悔落拽何等五人、並可果毅都尉、次首領王下詔活薛于君等一十六人、並可別將、放還国。十一年十月、契丹大首領熱蘇等二十五人来朝。元和元年、遣使朝貢。八年十一月、契丹大首領悔落鶻劣来朝。十年十一月、契丹遣使悔落饒等二十九人来朝貢。十二年十一月、契丹首領介落等朝貢、以告身十九通賜其貴人。太和九年十一月、契丹大首領二十九人来朝、賜物各有差。開成元年十一月、契丹大首領涅列壞等三十一人来朝。四年十二月、契

丹大首領薛葛等三十人來朝。

を参照した模様である。(10)は(8)で登場した泥札に関する記述であり、以下(11)(12)は開元天寶年間の記述なので、(9)で開成年間まで扱うのは不適切な編集といわざるを得ない。相当する記述を、安史の乱の勃発後に置く『新唐書』の方がよほど出来がよい。これは、『唐会要』が(8)の李過折殺害のあとに上掲の記述を置くことに牽引されたものである。世表「契丹中衰、大賀氏附庸於奚王、以通于唐、朝貢歲至」は『唐会要』の「自後与奚王朝貢歲至」に拠るが、後者は契丹が唐への朝貢の際に奚と同道したことをいうに過ぎず、「契丹中衰、大賀氏附庸於奚王」は、開元天寶年間における大賀氏から遙輦氏への交代を主張するための過剰解釈といわざるを得ない。

(10) 泥札 耶律儼遼史書為涅里、陳大任書為雅里、蓋遼太祖之始祖也。

(11) 李懷秀 唐賜姓名、契丹名迪輦俎里、本八部大帥。天寶四年降唐、拜松漠都督。

安祿山

表請討契丹、懷秀發

兵十萬、与祿山戰潢水南、祿山大敗、

自是与祿山兵連不解。

耶律儼紀云、太祖四代祖褥里思為迭剌部夷離董、遺將只里

天寶四載、契丹大酋李懷秀降、拜松漠都督、封崇順王、以宗室出女独孤為靜樂公主妻之。是歲、殺公主叛去、范陽節度使安祿山討破之。更封其酋楷落為恭仁王、代松漠都督。祿山方幸、表討契丹以向帝意。發幽州・雲中・平盧・河東兵十餘萬、以奚為鄉導、大戰潢水南、祿山敗、死者數千、自是祿山与相侵掠未嘗解、至其反乃已。

姑・括里、大敗范陽安祿山于潢水、適當懷秀之世。則懷秀

固遙輦氏之首君、為阻午可汗明矣。

(10) 泥礼は、上述の如く『旧唐書』契丹伝に取材する。この泥礼を耶律儼は「涅里」、陳大任は「雅里」と表記し、耶律氏の始祖とする。ついで(11)は「耶律儼紀」を引用し、「太祖四代祖耨里思」すなわち肅祖が安祿山を破ったことを記す。安祿山の敗戦は天寶十載(七五一)のことである。⁽⁵⁰⁾

『遼史』太祖紀論贊⁽⁵¹⁾は、太祖の祖先として、雅里・毗牒・頰領・耨里思(肅祖)・薩刺德(懿祖)・勻德実(玄祖)・撒刺的(德祖)の七世代を並べる。肅祖以降については、『遼史』皇子表・皇族表にその子孫が遼代に存在したことが確認されるので、その実在は疑いえない。問題は、雅里・毗牒・頰領の三代である。ここで注目されるのは、『遼史』兵衛志

大賀氏中衰、僅存五部。有耶律雅里者、分五部為八、立二府以總之、析三耶律氏為七、二審密氏為五、凡二十部。刻木為契、政令大行。遜不有国、乃立遙輦氏代大賀氏、兵力益振、即太祖六世祖也。

が、「耶律雅里」を「太祖六世祖」、すなわち肅祖の父とすることである。「耶律雅里」の称谓はここだけに見え、孤立した材料に基づくものとなるが、そうした孤立性は、後代的な改変を被っていないことを保証する。さらに注目されるのは、『遼史』地理志／慶州

遼国五代祖勃突、貌異常、有武略、力敵百人、衆推為王。生于勃突山、因以名。没、葬山下。

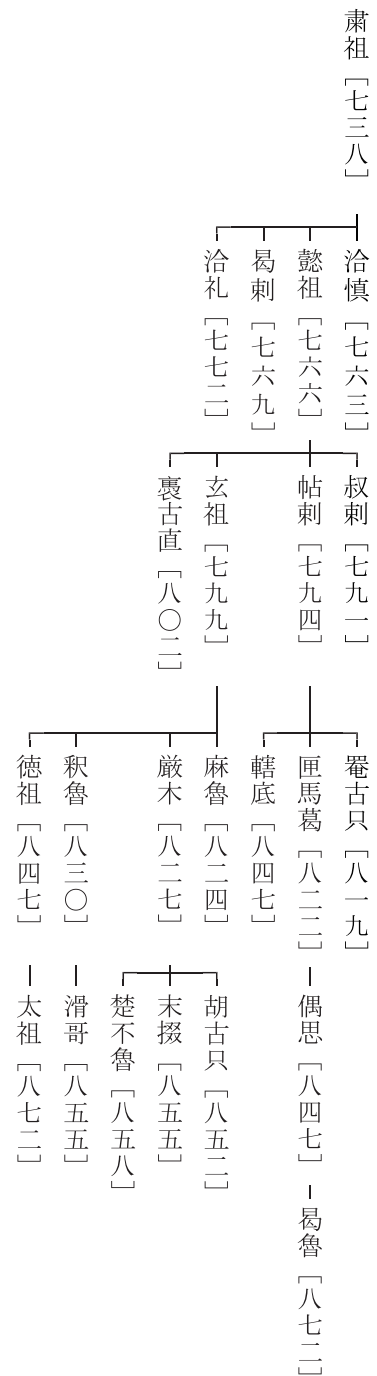
である。勃突はここにしか見えず、やはり孤立した材料に基づく。「遼国五代祖」は、(11)に肅祖を「太祖四代祖耨里思」と称する事例を参照すれば、肅祖の父となる。王に推挙されたというその事跡は雅里に重なり、その原型を伝えるものと思われる。

ここで、肅祖以下の実年代を推算してみよう。実際の生年がわかるのは、太祖と耶律曷魯⁽⁵²⁾だけである。父子間・兄弟間の年齢差を二五年・三年とし、まずは曷魯を起点に肅祖までの生年を推算する。あらかじめ留意すべきは、匣馬葛についてである。『遼史』皇族表・耶律曷魯伝ともに、匣馬葛を「簡猷皇帝（玄祖）兄」とするが、契丹文墓誌によれば、匣馬葛は帖剌の嫡次子に当たる。⁽⁵⁴⁾ 匣馬葛を一世代上に誤ったのは、その孫である耶律曷魯が太祖と同年であるため、太祖の祖父・玄祖と同世代と判断したためであろう。太祖が一世代下の曷魯と同年であるのは、玄祖が懿祖の第三子、徳祖が玄祖の第四子であるため、この部分の父子の年齢差が大きいからである。ここでは、太祖を起点に徳祖生年を八四七年とし、懿祖の生年七六六年まで八一年、玄祖が叔刺の第二弟、徳祖が麻魯の第三弟であることを考慮してこれを二・三に分ち、玄祖の生年を七九九年と推算しておく。

また、轄底については、太祖より「叔父」と称されているので、徳祖と同年としておく。契丹文墓誌によれば、轄底は帖剌の庶子であり、そのため帖剌との年齢差が大きいのである。⁽⁵⁶⁾ さらに、釈魯については、皇子表に「年五十七、為子滑哥所弑」とある。八三〇年生としてその卒年は八八六年となる。釈魯については、刑法志に、

籍没之法、始自太祖為撻馬玃沙里時、奉痕徳董可汗命、按于越釈魯遇害事、以其首惡家属没入瓦里。

と見える。太祖が撻馬玃沙里に任ぜられたのは、痕徳董可汗即位の前であり、痕徳董可汗元年（九〇一）には迭剌部夷離董に昇進している⁽⁵⁷⁾ので、釈魯暗殺犯摘発は、痕徳董可汗即位の直後であったこととなる。暗殺の十五年後となり、耶律曷魯伝会滑哥弑其父釈魯、太祖顧曷魯曰、滑哥弑父、料我必不能容、将反噬我、今彼帰罪臺晒為解、我姑与之、是賊吾不忘也、の「我姑与之」という発言に適合的である。



契丹人のあいだで、肅祖の父は本来、勃突として伝承されていたものと思われる。その生年は七一三年に推算される。一方、中国系資料における泥札の登場は、開元二十三年（七三五）のことである。時代的に重ねうるために、泥札に附会して、勃突を「雅里」と称するようになったものであろう。肅祖の生年は七三八年に推算され、やはり時代的に重なることから、天寶十載（七五一）の安祿山大敗に附会されたものであろう。世表の記述は、雅里・肅祖がなお父子とされていた段階を反映している。雅里・肅祖の間に毗牒・頰領の二代が創作挿入された経緯については後述する。

(11) は世表序文の第二段

隋・唐之際、契丹之君号大賀氏。武后遣將擊潰其衆、大賀氏微、別部長過折代之。過折尋滅、迭刺部長涅里立迪輦組里為阻午可汗、更号遙輦氏。唐賜国姓、曰李懷秀。既而懷秀叛唐、更封楷落為王。而涅里之後曰齷里思者、左右懷秀。楷落至于屈戌幾百年、国勢復振。

および世表本文の末段

蕭韓家奴有言、先世遙輦可汗注之後、国祚中絶、自夷離董雅里立阻午可汗、大位始定。今以唐史・遼史参考、大賀氏絶

于邵固、雅里所立則懷秀也、其間唯屈列・過折二世。屈列乃可突于所立、過折以別部長為雅里所殺。唐史称泥里為可突于餘党、則洼可汗者、殆為屈列耶。

とともに、「遙輦九世可汗」の第一・第二である洼可汗・阻午可汗を屈列・李懷秀に比定するが、その口吻より、この比定の不確かさは明らかである。このような不確かさから、かつては遙輦氏の実在さえ疑問視されていたが、近年における契丹文資料解説の飛躍的な展開は、遙輦氏に関する知見を蓄積しつつある。⁵⁸⁵⁹

(12) 楷落 以唐封恭仁王、代松漠都督、遂称契丹王。

(13) 其後寢大、貞元四年、犯北辺、幽州以聞。自祿山反、河北割拠、道隔不通、世次不可悉考。

契丹在開元・天宝間、使朝献者無慮二十。故事、以范陽節度為押奚契丹使、自至德後、藩鎮擅地務自安、鄆戍斥候益謹、不生事于辺、奚・契丹亦鮮入寇、歲選酋豪數十入長安朝会、每引見、賜与有秩、其下率数百皆駐館幽州。至德・宝応時再朝献、大曆中十三、貞元間三、元和中七、大和・開成間凡四、

(12) 「以唐封恭仁王、代松漠都督、遂称契丹王」の傍線部は『新唐書』契丹伝「更封其酋楷落為恭仁王、代松漠都督」に拠る。「代松漠都督」は、『冊府元龜』外臣部／封冊

(天寶) 五載(七四六) 四月、封奚王娑固為昭信王、仍授饒樂府都督、契丹王楷離為恭仁王、仍授松漠府都督。

によれば、前年に反した李懷秀に「代えて」松漠都督に任じたの意味となるが、世表は李楷落を最後に松漠都督が見えなくなることを根拠に、松漠都督の「代わりに」恭仁王に封ぜられ、ついで契丹王と称されるようになったと解釈したものの如くである。開元四年、李失活が松漠郡王に冊封されてより、『資治通鑑』は契丹の君長を「契丹王」と称しているが、正式の封号としての「契丹王」は確認できない。

(13) 「貞元四年、犯北辺、幽州以聞」は、『唐会要』「至貞元四年、復犯我北鄙、幽州以聞」に拠る。

(14) 契丹王屈戌 武宗会昌二年授雲麾將軍、是為耶瀾可汗。幽州節度使張仲武奏契丹旧用回鶻印、乞賜聖造、詔以「奉国契丹」為文。高麗古今録作屈戌。

(15) 契丹王習爾 是為巴刺可汗。咸通中、再遣使貢獻、部落寢強。

(16) 契丹王欽德 習爾之族也、是為痕德堇可汗。光啓中、鈔掠奚・室韋諸部、皆役服之、数与劉仁恭相攻。

会昌二年、回鶻破、契丹酋屈戌始復附、拜雲麾將軍、守右武衛將軍。於是幽州節度使張仲武為易回鶻所与旧印、賜唐新印、曰「奉国契丹之印」。

咸通中、其王習爾之再遣使者入朝、部落寢彊。

習爾之死、族人欽德嗣。光啓時、方天下盜興、北疆多故、乃鈔奚・室韋、小小部種皆役服之、因入寇幽・薊。劉仁恭窮師踰摘星山討之、歲燎塞下草、使不得留牧、馬多死、契丹乃乞盟、獻良馬求牧地、仁恭許之。復敗約入寇、劉守光戍平州、契丹以万騎入、守光偽与和、帳飲具于野、伏發、禽其大將。群胡慟、願納馬五千以贖、不許、欽德輸重賂求之、乃与盟、十年不敢近辺。

晩年政衰。八部大人、法常三歲代、迭刺部耶律阿保機建旗鼓、自為一部、不肯受代、自号為王、尽有契丹国、遙輦氏遂亡。

欽徳晩節政不競、其八部大人法常三歲代、時耶律阿保機建鼓旗為一部、不肯代、自号為王而有国、大賀氏遂亡。

(14) は、『新唐書』の「回鶻破、契丹酋屈戌始復附」を削除する。突厥に対すると同様に、回鶻に対する契丹の従属も可能な限り記述しないのである。また(16)は、契丹の劉仁恭・劉守光への敗戦を記述しない。同様の忌諱はここまでの部分にも頻見する。

ついで(16)は、「大賀氏滅亡」を「遙輦氏滅亡」に改める。開元天寶年間に大賀氏から遙輦氏への王朝交代を想定する世表の改変は当然として、大賀氏滅亡を遼朝成立の時点におくことは、実のところ『新唐書』独自の記述である。少しく立ち入って検討してみよう。

遼朝成立直前の契丹王に関する中国文献の記述としては、まず、『莊宗列伝』(天成二年「九二七」)

莊宗列伝曰、咸通末、其王曰習爾、疆土稍大、累来朝貢。光啓中、其王曰欽徳、乘中原多故、北辺無備、遂蚕食諸部、

達輦・奚・室韋之属、咸被驅役。(『資治通鑑考異』開平元年)

薛居正五代史及莊宗列伝皆云、光啓中、守光禽舍利王子、其王欽徳以重賂贖之。(同・天復三年)

莊宗列伝又曰、及欽徳政衰、阿保機族盛、自称国王。天祐二年、大寇我雲中。太祖遣使連和、因与之面会於雲州東城、

延入帳中、約為兄弟、謂曰、唐室為賊臣所篡、吾以今冬大挙、弟助我精騎二万、同收汴・洛。保機許諾。保機既還、欽

徳以国事伝之。(同・開平元年)

がある。習爾・欽徳の名を伝えるが、その姓や王位継承のありかたには何ら言及しない。

唐代契丹の君長の姓に最初に言及する中国文献は、『旧唐書』契丹伝（開運二年「九四五」）

其君長姓大賀氏。勝兵四万三千人、分為八部、若有徵發、諸部皆須議合、不得独挙。獵則別部、戰則同行。
である。これに対し、『漢高祖実録』（乾祐二年「九四九」）

蘇逢吉漢高祖実録曰、契丹本姓大賀氏、後分八族、一曰利皆部、二曰乙失活部、三曰実活部、四曰納尾部、五曰頻没部、六曰内会雞部、七曰集解部、八曰奚嚙部。管縣四十一、縣有令。八族之長、皆号大人、称刺史、常推一人為王、建旗鼓以尊之。每三年、第其名以相代。（『資治通鑑考異』開平元年）

漢高祖実録・唐餘録皆曰、僖・昭之際、其王邪律阿保機怙強恃勇、距諸族不受代、自号天皇王。後諸族邀之、請用旧制。保機不得已、伝旗鼓、且曰、我為長九年、所得漢人頗衆、欲以古漢城領本族、率漢人守之、自為一部。諸族諾之。俄設策復併諸族、僭称皇帝、土地日広。大順中、後唐武皇遣使与之連和、大会於雲州東城、延之帳中、約為昆弟。（同上）
は、『旧唐書』の「分為八部」に拠りつつ、「後」の一字を加え、大賀氏→八部大人三年迭立制という契丹王位繼承法の変更に主張し、これが以後の中国文献の記述に支配的な影響を及ぼすことになる。すなわち、『五代会要』（建隆二年「九六一」）

其族本姓大賀氏、後分八族。一曰旦利皆部、二曰乙室活部、三曰実活部、四曰納尾部、五曰頻没部、六曰内会雞部、七曰集解部、八曰奚嚙部。管縣四十一、部有刺史、縣有令。酋長号契丹王。唐制、兼松漠府都督、幽州置松漠府長史一人監之。其後諸姓不常。唐会昌中、幽州節度使張仲武表其王屈戌、請賜印篆奉国契丹之印。朝廷從之。其八族長皆号曰大人、称刺史、内推一人為王、建旗鼓以尊之。每三年、第其名以代之。唐末有邪律阿保機者、怙強恃勇、不受諸族之代、吞侵隣部、兵力漸盛。嘗与後唐太祖会盟於雲中、結為兄弟。其後僭称帝号、以妻述律氏為皇后、燕人韓延徽為宰相、法令嚴明、諸部皆畏伏之。

は、「其後諸姓不常」の一句を加えて『漢高祖実録』の言説を補強する。『旧五代史』（開宝七年「九七四」）は基本的には『莊

宗列伝』に拠るが、

先是、契丹之先大賀氏有勝兵四万、分為八部、每部皆号大人、内推一人為主、建旗鼓以尊之、每三年第其名以代之。及阿保機為主、乃怙強恃勇、不受諸族之代、遂自称国王。

の一節は、『漢高祖実録』の説を採用している。

ところが慶暦元年（一〇四一）に、遼朝の史官であつた（上掲『東斎記事』）趙至忠（趙志忠）⁶²が北宋に帰順し、遼朝に伝承された情報をもたらした。その著作『虜庭雜記』

趙志忠虜庭雜記云、太祖諱億、番名阿保謹、又諱幹里。太祖生而智、八部落主愛其雄勇、遂退其旧主阿輦氏歸本部、立太祖為王。又云、凡立王、則衆部酋長皆集會議、其有德行功業者立之。或災害不生、群牧孳盛、人民安堵、則王更不替代、苟不然、其諸酋会衆部別選一名為王。故王以番法、亦甘心退焉、不為衆所害。（『資治通鑑考異』開平元年）

には、「八部落主」「衆部酋長」による王の選任が見えるが、その一方で、太祖即位以前に「旧主阿輦氏」すなわち『遼史』の遙輦氏⁶³の存在を伝える。「阿輦氏」という表現は、その「氏」の成員が王位を独占する王朝の存在を示唆する。『遼史』礼志／柴冊儀に

皇帝入再生室、行再生儀畢、八部之叟前導後扈、左右扶翼皇帝冊殿之東北隅。…皇帝遣使敕曰、先帝升遐、有伯叔父兄在、当选賢者。冲人不德、何以為謀。

とある。こちらでも皇帝は「伯叔父兄」からの選任を命じており、同様に選出の対象が耶律氏成員に限定されていたことを示している。『遼史』礼志「阻午可汗制柴冊・再生儀」によれば、柴冊儀は遙輦可汗の第二で実質的な建国者というべき阻午可汗が制定したものと伝えられており、八部大人による王の選任が、遙輦王朝を一貫する王位繼承法であつたことを示唆する。『漢高祖実録』の八部大人迭立とは、これを誤解したものに他ならない。

『新五代史』契丹伝（皇祐五年「一〇五三」）

①其部族之大者曰大賀氏、後分為八部、其一曰但皆利部、二曰乙室活部、三曰実活部、四曰納尾部、五曰頻没部、六曰内会雞部、七日集解部、八曰奚囑部。部之長号大人、而常推一大人建旗鼓以統八部。至其歲久、或^レ其国有災疾而畜牧衰、則八部聚議、以旗鼓立其次而代之。被代者以為約本如此、不敢爭。某部大人遙輦次立、②時劉仁恭^レ撫有幽州、数出兵摘星嶺攻之、每歲秋霜落、則燒其野草、契丹馬多飢死、即以良馬賂仁恭求市牧地、請聽盟約甚謹。③八部之人以為遙輦不任事、選於其衆、以阿保機代之。

の②は『旧五代史』契丹伝に見え、遡って『莊宗列伝』に由来するものと思われるが、①③は基本的に『漢高祖実録』に拠る。ただし、三年ごとの定期的交代を「至其歲久、或^レ其国有災疾而畜牧衰」に改めており、表現の共有などから、『虜庭雜記』を参照したことは明らかである。「阿輦」ではなく、『遼史』と同様の「遙輦」の表記を用いることは、『新五代史』が『虜庭雜記』以外にも、遼朝からの情報を獲得していたことを窺わせる。問題は、これを「某部大人」すなわち個人名と解して、遙輦氏の存在を認めないことで、『虜庭雜記』などの新資料を参照しつつも、『漢高祖実録』に基本的に従っているのであり、すでに百年にわたって語り継がれた言説の拘束力の強さを知る。

これらに対し、『新唐書』契丹伝（嘉祐五年「一〇六〇」）は、

欽徳晩節政不競、其八部大人法常三歲代、時耶律阿保機建旗鼓為一部、不肯代、自号為王而有国、大賀氏遂亡。

の部分において、『漢高祖実録』の表現を用いるが、八部大人が三年交代で王位に就くという記述を、八部大人そのものの地位に関わる記述に改める。それまでの中国文献に一貫した言説との決定的な断絶が認められ、遼朝から獲得された情報に従ったものと思われる。

『遼史』皇子表に、太祖の伯祖・帖剌について「九任迭剌部夷離堇」、伯父・嚴木について「三為迭剌部夷離堇」と見え

る。「九」「三」は一定の任期を示唆するのであり、三年交代とは実は契丹王ではなく、迭剌部夷離堇に関する伝承であつたものと思われる。迭剌部夷離堇就任に際しては、王と同じく柴冊・再生儀が行われた。⁶³『漢高祖実録』の王の三年交代とは、迭剌部夷離堇の任期制をそのように誤解したものとなる。⁶⁴ここで詳細に立ち入るわけにはいらないが、同じく『漢高祖実録』に初見する太祖の八部大人平定とは、遙輦可汗の時代における耶律氏の内紛、および九〇七年における太祖即位後の内紛を、そのように説話化したものであらう。

『新唐書』はなお『漢高祖実録』の表現を用いてはいるが、少なくとも、太祖即位直前の契丹王位が八部大人迭立制ではないという理解には到達していた。そもそも『新唐書』の最も直接的な藍本である『旧唐書』は、大賀氏の衰退をいわず、そこで論理的帰結として、大賀氏を遼朝に直接先行するものとしたのである。

上述の如く世表は、開元天宝年間の屈列・李懷秀を注可汗・阻午可汗に、『新唐書』契丹伝の屈戌・習爾之・欽徳を耶瀾可汗・巴刺可汗・痕徳堇可汗に比定している。世表序文第四段

名随代遷、字伝音転、此其言語文字之相通、可考而知者也。其所不可知者、有若奇首可汗・胡刺可汗・蘇可汗・「鮮質可汗・」昭古可汗、皆遼之先、而世次不可考矣。撫其可知者、作遼世表。

を、『遼史』百官志

遙輦九帳大常衮司。掌遙輦注可汗・阻午可汗・胡刺可汗・蘇可汗・鮮質可汗・昭古可汗・耶瀾可汗・巴刺可汗・痕徳堇可汗九世宮分之事。

に比較すれば、世表の現行本が鮮質可汗を脱していることを知る。

屈戌は『旧唐書』契丹伝

会昌二年九月、制、契丹新立王屈戌、可雲麾將軍、守右武衛將軍員外置同正員。幽州節度使張仲武上言、屈戌等云、契

丹旧用迴紇印、今懇請聞奏、乞国家賜印。許之、以奉国契丹之印為文。

に見え、習爾之・欽德は『莊宗列伝』（天成二年「九二七」）の上掲部分に初見するものが、『旧五代史』（開宝七年「九七四」）契丹伝

唐咸通末、其王曰習爾之、疆土稍大、累来朝貢。光啓中、其王欽德者、乘中原多故、北辺無備、遂蚕食諸郡、達軻・奚・室韋之属、咸被驅役、族帳寢盛、有时入寇。劉仁恭鎮幽州、素知契丹軍情偽、選將練兵、乘秋深入、踰摘星嶺討之、霜降秋暮、即燔塞下野草以困之、馬多飢死、即以良馬賂仁恭、以市牧地。仁恭季年荒恣、出居大安山、契丹背盟、数来寇鈔。時劉守光戍平州、契丹舍利王子率万騎攻之、守光偽与之和、張幄幕於城外以享之、部族就席、伏甲起、擒舍利王子入城。部族聚哭、請納馬五千以贖之、不許、欽德乞盟納賂以求之、自是十餘年不能犯塞。及欽德政衰、有別部長耶律阿保機、最推雄勁、族帳漸盛、遂代欽德為主。先是、契丹之先大賀氏有勝兵四万、分為八部、每部皆号大人、内推一人為主、建旗鼓以尊之、每三年第其名以代之。及阿保機為主、乃怙強恃勇、不受諸族之代、遂自称国王。天祐四年、大寇雲中、後唐武皇遣使連和、因与之面会於雲中東城、大具享礼、延入帳中、約為兄弟、謂之曰、唐室為賊所篡、吾欲今冬大举、弟可以精騎二万、同收汴・洛。阿保機許之、賜与甚厚、留馬三千匹以答貺。左右咸勸武皇可乘間擄之、武皇曰、逆賊未殄、不可失信於部落、自亡之道也。乃尽礼遣之。

に引用され、『新唐書』契丹伝は『旧唐書』『旧五代史』に拠る。

痕德董可汗を欽德に比定することは、ともに太祖の直前の王であり、加えて両者が同音異訳の関係にある——「欽德」はより不完全な音訳である——ことから問題ない。ところが、習爾之は、巴刺とは似ても似つかず、むしろ九世可汗第五の「鮮質」の同音異訳となる⁽⁶⁵⁾。世表が巴刺可汗に比定したのは、『新唐書』に見える三人の契丹王を連続するものとして、これに九世可汗の最後の三人を機械的に割り当てたものに過ぎない。鮮質可汗の事跡として、『遼史』営衛志／遼太祖二十部／奚

王府六部五帳分に、

其先日時瑟、事東遙里十帳部主哲里。後逐哲里、自立為奚王。卒、弟吐勒斯立。遙輦鮮質可汗討之、俘其拒敵者七百戸、撫其降者。以時瑟鄰睦之故、止俘部曲之半、餘悉留焉。奚勢由是衰矣。初為五部：曰遙里、曰伯德、曰奧里、曰梅只、曰楚里。太祖尽降之、号五部奚。

とあるが、ここに見える奚王・吐勒斯は、『新唐書』奚伝

咸通九年、其王突董蘇使大都督薩葛入朝。是後契丹方彊、奚不敢亢、而拳部役属。虜政苛、奚怨之、其酋去諸引別部内附、保鵠州北山、遂為東・西奚。

の突董蘇の同音異訳となる。「咸通末」(十五年「八七四」)に唐に朝貢した習爾之は、鮮質可汗にほかならない⁽⁶⁶⁾。また、鮮質可汗の子、耶律敵刺は太祖に事えてその在位中に卒しているので太祖と同世代、従つて、鮮質可汗は太祖の父輩と推定される⁽⁶⁸⁾。『遼史』百官志は、鮮質可汗のあと、昭古可汗・耶瀾可汗・巴刺可汗・痕德堇可汗の四人を並べている。積極的な反証がない限り、百官志の順番は時代順と考えるべきである⁽⁶⁹⁾。『新唐書』契丹伝は、「習爾之死、族人欽徳嗣」と、習爾之・欽徳が連続するように記すが、その藍本である『旧五代史』契丹伝には、

唐咸通末、其王曰習爾之、疆土稍大、累来朝貢。光啓中、其王欽徳者、：

とあるだけであつて、『新唐書』の記述は根拠のあるものではない。

耶瀾可汗の年代について、『遼史』兵衛志は、「辛酉」歳(光化四年／天復元年「九〇二」)を「遙輦耶瀾可汗十年」とする。『遼史』太祖紀によれば同年に痕德堇可汗が立っている。次表によれば、太祖紀・兵衛志が同じ原資料に基づくことは明らかだが、兵衛志の方は痕德堇可汗の存在を逸失し、耶瀾可汗の紀年を十五年(九〇六)まで続けるという失態を呈している。それでも、辛酉歳を耶瀾可汗十年とすること自体を積極的に否定する材料はない。耶瀾可汗元年は、景福元年(八九二)となる。

太祖紀	兵衛志
唐天復元年、歲辛酉、痕德堇可汗立、以太祖為本部夷離堇、專征討、連破室韋・于厥及奚帥轄刺哥、俘獲甚衆。冬十月、授大迭烈府夷離堇。 明年秋七月、以兵四十万伐河東代北、攻下九郡、獲生口九万五千、駝・馬・牛・羊不可勝紀。九月、城龍化州于潢河之南、始建開教寺。 明年春、伐女直、下之、獲其戸三百。九月、復攻下河東懷遠等軍。冬十月、引軍略至薊北、俘獲以還。先是德祖俘奚七千戸、徙饒樂之清河、至是創為奚迭刺部、分十三縣。遂拜太祖于越、綏知軍国事。： 明年二月、復擊劉仁恭。還、襲山北奚、破之。汴州朱全忠遣人浮海奉書幣・衣帶・珍玩來聘。十一月、遣偏師討奚・霫諸部及東北女直之未附者、悉破降之。十二月、痕德堇可汗殂、群臣奉遺命請立太祖。曷魯等勸進。太祖三讓、從之。	遙輦耶瀾可汗十年、歲在辛酉、太祖授鉞 專征、破室韋・于厥・奚三国、俘獲廬帳、不可勝紀。十月、授大迭烈府夷離堇、明賞罰、繕甲兵、休息民庶、滋蕃群牧、務在戢兵。 十一年、總兵四十万伐代北、克郡縣九、俘九万五千口。 十二年、 德祖討奚、俘七千戸。 十五年、 遙輦可汗卒、遺命遜位于太祖。

『遼史』太祖紀は、痕德堇可汗の即位につき、「唐天復元年、歲辛酉、痕德堇可汗立」と記す。上掲の『莊宗列伝』には、

「光啓中、守光禽舍利王子、其王欽德以重賂贖之」とあり、『旧五代史』契丹伝・『新唐書』契丹伝もこれに拠るが、劉守光の父、劉仁恭が幽州節度使に就任したのは、乾寧二年（八九五）のことであり、「光啓（八八五～八八八）」は「光化（八九八～九〇一）」のむしろ単純な誤記となる。光化四年が四月に改元して天復元年となる。耶瀾可汗十年が痕德堇可汗元年となるが、耶瀾可汗・痕德堇可汗の間にはさらに巴剌可汗があり、同じ年に耶瀾可汗・巴剌可汗が卒し、痕德堇可汗が立ったことになる。痕德堇可汗の即位は、光化四年の改元以前で、これが中国に伝わったのちに「光啓」と誤記されたものであろう。一方、契丹において本来、中国年号を用いずに「辛酉歲」とのみ伝えられたことは、兵衛志「遙輦耶瀾可汗十年、歲在辛酉」に窺われる。太祖紀の「唐天復元年」は、その編纂の段階で補われたものとなろう。

以上を整理すると、鮮質可汗から痕德堇可汗の五世について、鮮質可汗（？～八七四？）・昭古可汗（？～八九二）・耶瀾可汗（八九二～九〇一）・巴剌可汗（九〇一）・痕德堇可汗（九〇一～九〇六）という在位年代を獲得する。昭古可汗から痕德堇可汗までの四世で、最大限でも八七四～九〇六年の三三年、ごく短期間の巴剌可汗を除けば、一代平均一年となる。平均在位年数の短さは、遙輦氏の王位継承が父子相続を基調とするものではなかったことを示し、王位が終身ではなく、八部大人の選任によって比較的短期間に交代するという王位継承のありかたを傍証するものとなる。

一方で、鮮質可汗以降の五世が、ごく短期間の在位が推定される巴剌可汗をも含むという事実は、「九世」が実在した全ての遙輦可汗であったことを示唆する。『遼史』蕭韓家奴伝「臣聞先世遙輦可汗洼之後、国祚中絶」を考慮すれば、洼可汗と阻午可汗の間には空位期間があった模様だが、阻午可汗・胡刺可汗・蘇可汗・鮮質可汗の四世について、昭古可汗以降の平均在位年数一年を適用するならば、その年数は四〇年程度となり、鮮質可汗の在位が確言できる「咸通末」（十五年「八七四」）から遡れば阻午可汗元年は八三五年前後となる。鮮質可汗・昭古可汗の間における王位継承法の極端な変更を想定しない限り、この平均在位年数の適用は有効である。

世表に見える阻午可汗の名「迪鞏組(組)里」の「組(組)里」は上掲『遼史』營衛志／遼太祖二十部／奚王府六部五帳分の「哲里」の同音異訳となり、「遙里」は「遙鞏」の語尾を省略したものであることがすでに指摘されている。⁽⁷⁾鮮質可汗の吐勒思擊破を咸通九年(八六八)～十五年(八七四)の間として、吐勒思の兄である時瑟の初年まで三〇～四〇年程度見込むことは十分に可能であり、哲里は阻午可汗と年代的に重なりうる。哲里は、『遼史』の編者がそれと知らずに阻午可汗の原型を保存したものである可能性がある。

安史の乱のち、契丹は回鶻に従属していたが、大和六年(八三二)の可汗弑殺を契機に回鶻は解体に向かい、会昌二年(八四二)、契丹王屈戌は、回鶻より離脱して唐に帰順する。遙鞏王朝は、開元天宝の際ではなく、回鶻からの独立を契機に成立したものであり、阻午可汗はその建国者だったということになる。

阻午可汗の事績として検討すべきは、『遼史』營衛志に見える「遙鞏阻午可汗二十部」⁽⁸⁾である。營衛志は「旧史有部族志」と述べ、

旧志曰、契丹之初、草居野次、靡有定所。至涅里始制部族、各有分地。

と、その一節を引用している。「涅里」の表記から、この「旧史」が耶律儼の著作であったことがわかるが、「始制部族」は、中国系資料に見える唐代以前契丹諸部の存在を無視するものであり、遼朝国史が少なくとも表面的には中国系資料を用いなかったことを示している。「遙鞏阻午可汗二十部」においてようやく、「旧史」に由来する材料の引用が期待されるのである。營衛志は、耶律七部・審密五部・八部の見出しを立て、

涅里相阻午可汗、分三耶律為七、二審密為五、并前八部為二十部。三耶律、一曰大賀、二曰遙鞏、三曰世里、即皇族也。

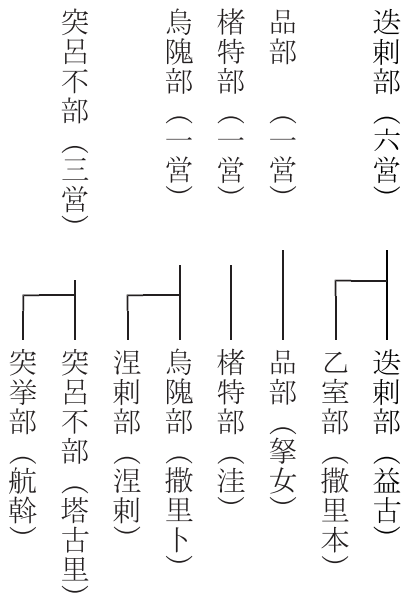
二審密、一曰乙室已、二曰拔里、即国舅也。其分部皆未詳、可知者曰迭剌、曰乙室、曰品、曰楮特、曰烏隗、曰突呂不、

曰捏剌、曰突拏、又有右大部・左大部、凡十、逸其二。大賀・遙鞏析為(而)「六」、世里合為一、茲所以迭剌部終遙鞏

之世、強不可制云。

と説明する。耶律七部・審密五部に「遙輦氏八部」を併せて二十部とするのである。一方で、「遼太祖二十部」においては、五院部。其先曰益古、凡六營。阻午可汗時、与弟撒里本領之、曰迭刺部。…乙室部。其先曰撒里本、阻午可汗之世、与其兄益古分營而領之、曰乙室部。…品部。其先曰拏女、阻午可汗以其營為部。…楮特部。其先曰洼、阻午可汗以其營為部。…烏隗部。其先曰撒里卜、与其兄涅勒同營、阻午可汗析為二、撒里卜為烏隗部、涅勒為涅刺部。…涅刺部。其先曰涅勒、阻午可汗分其營為部。…突呂不部。其先曰塔古里、領三營。阻午可汗命分其一与弟航幹為突拳部、塔古里得其二、更為突呂不部。…

と、阻午可汗の時に既存の五部を八部に改編したことが見える。



阻午可汗の時の部長の名はここだけに見え、実際に阻午可汗に関わるのか、個別的な伝承が阻午可汗に附会されたのか確

言できないが、たとえば迭刺部長・益古が太祖の祖先と重ならない点は、太祖の祖先ばかり取り上げる『遼史』の一般的な記述と整合せず、後代的な改変を免れた材料と思われる。

「遙輦阻午可汗二十部」の「可知者曰迭刺」以下は実はこの八部を連ねたものに他ならないが、この八部のうちの品部は、『遼史』太宗紀／会同四年（九四一）に「品卑部」⁷³、聖宗紀／統和四年（九八六）に「頻不部」⁷⁴とも称され、『遼史』のいわゆる遙輦氏八部に属する「頻没部」、さらに大賀氏八部の「芬間部」の同音異訳と考えるので、「遙輦阻午可汗二十部」はこれを重複して数えていることになり、この説明は成り立ちがたい。

『遼史』兵衛志

大賀氏中衰、僅存五部。有耶律雅里者、分五部為八、立二府以總之、析三耶律氏為七、二審密氏為五、凡二十部。

は、この五部を再編した八部に耶律氏七部・審密氏五部を併せて二十部とし、營衛志の説明よりよほど出来がよい。しかしながら、五部を大賀氏八部から残存したものとする説明は、五部のうち品部にしか大賀氏八部・遙輦氏八部との継承性が認められないという事実からいつて成り立たない。さらに問題とすべきは、耶律氏七部・審密氏五部についてである。營衛志は、「分三耶律為七、二審密為五」について、「三耶律」を大賀・遙輦・世里の「皇族」、「二審密」を乙室巳・拔里の「国舅」とする説明だが、「世里」は、『虜庭雜記』（『資治通鑑考異』後梁紀／貞明二年引）

阿保基變家為國之後、始以王族号为横帳、姓世里没里、以漢語訳之、謂之耶律氏。賜后族姓曰蕭氏。王族惟与后族通婚、其諸部若不奉北主之命、不得与二部落通婚。

に見え、『契丹国志』族姓原始

契丹部族、本無姓氏、惟各以所居地名呼之、婚嫁不拘地里。至阿保機變家為國之後、始以王族号为横帳、仍以所居之地名曰世里著姓。世里者、上京東二百里地名也。今有世里没里、以漢語訳之、謂之耶律氏。復賜后族姓蕭氏。番法、王族

惟与后族通婚、更不限以尊卑。其王族・后族二部落之家、若不奉北主之命、皆不得与諸部族之人通婚。或諸部族彼此相婚嫁、不拘此限。漢人等亦同此。故北番惟耶律・蕭氏二姓也。

は、より完全な引用である。

以其所居横帳地名為姓、曰世里。世里、訳者謂之耶律。（『新五代史』契丹伝）

有謂始興之地曰世里、訳者以世里為耶律、故国族皆以耶律為姓。（『遼史』国語解）

なども、『虜庭雜記』に由来する。「世里」は他には見えず、営衛志の編者がこれらの記述を参照したことは明らかである。

営衛志の編者は、「三耶律」を遼朝皇族に関わるものとし、先行する大賀氏・遙輦氏と耶律氏を合わせた「三」と臆測した。

「三耶律」の下位区分が「耶律」となると「耶律」が両義を生じて落ち着かないので、耶律氏を「世里」としたものである。

しかしながら、営衛志の説明は成り立ちがたい。まず大賀氏の存在が唐代においてさえ疑問であることは上述の如くである。遼代になお存続した遙輦氏に対し、その實在性の乏しさはいうまでもない。『遼史』においては、大賀氏は志・表に見えるだけで、要するに『遼史』編纂者の認識を伝えるに過ぎない⁷⁶。そもそも大賀氏を遙輦氏・耶律氏と並列することは、開元天宝の際における大賀氏から遙輦氏への王朝交代という『遼史』の基本的な歴史認識に背馳しかねない。ついで「世里」について、『資治通鑑考異』は「姓世里没里」とするが、これは不正確な引用である。『契丹国志』は「仍以所居之地名曰世里著姓」に作り、中国的な姓氏としての「世里氏」といった呼称が存在したわけではない。

一方の「二審密為五」についての説明も、同様に疑問である。『遼史』外戚表にも「契丹外戚、其先曰二審密氏、曰拔里、曰乙室已」とあり、これが独自の記述であれば営衛志の記述を傍証するものともなうが、拔里部・乙室已部が五部に再編されたことが傍証を得ない以上、むしろ逆に営衛志の記述を引き写しただけのものであろう。『虜庭雜記』が耶律氏に引き続き、蕭氏に言及することに触発されて、「国舅」に関わるものとしての説明を創作したものと思われる。

そもそも、遼朝成立以前の阻午可汗の時代に遼朝の「皇族」「国舅」を改編するということ自体、時代錯誤といわざるをえないのであつて、果たして、世表序文の第三節

至耨里思之孫曰阿保機、功業勃興、号世里氏、是為遼太祖。於是世里氏与大賀・遙輦号三耶律。

は、「三耶律」を大賀・遙輦・世里とすることは宮衛志と同じだが、これを太祖の時代に繋げているのである。この事實は、阻午可汗／雅里の時代に、「分三耶律為七、二審密為五」によって十二部を編成し、それを既存の「八部」に加えて「二十部」としたという宮衛志・兵衛志の説明を決定的に困難にする。ここであらためて留意すべきは、宮衛志の次の見出しが「太祖二十部」であることである。内容が全く異なるにも関わらず、総数が「二十部」として一致しているのである。本来、太祖に関わるものであった「分三耶律為七、二審密為五」を阻午可汗に関わるものとしたのと同様の誤認により、本来太祖時代に関わる「二十部」を同じく阻午可汗に関わるものとしたものであろう。⁽⁷⁶⁾

以上を整理すると、「遙輦阻午可汗二十部」の实在性は甚だ疑問であり、阻午可汗の部族再編とは、「太祖二十部」に見える五部の改編を指すものと思われる。この五部は、品部を除いて遙輦氏八部と重ならない。上述の如く、遙輦氏八部は、開元四年（七一六）に復置された松漠都督府を構成した八部の名称を伝えるものと思われ、阻午可汗の推定年代である九世紀中葉から百年以上遡る。この間、唐から離叛して回鶻に帰順し、ついで回鶻から離叛するという推移は契丹社会の激しい変動をともなったに相違なく、継承関係がほとんど認められないのも、ある意味当然と思われる。

ここで指摘しておきたいのは、阻午可汗が、五部をことさら八部に再編していることであり、この時点ですでに契丹の八部編成が規範化されていたことを知る。契丹の八部は、貞観二十二年（六四八）の松漠都督府設置の段階で初見し、ついで開元四年（七一六）の復置の際にも認められる。松漠都督たる契丹君長を州刺史たる八部大人が補佐するという枠組みが、天宝十四年（七五五）の安史の乱勃発で松漠都督府が廃絶し、一定の期間を経たのち、あるべき国制として規範化されたも

のであろう。契丹八部を奇首可汗八子の後裔とする言説は、この規範の説話的表現にほかならない。

結 語

本稿の作業過程で提示した論点は多岐にわたるが、遼朝建国前の契丹史の理解に関わる最も重要な問題として、遙輦氏・耶律氏の実年代がある。本稿の結びに代えて、この問題を検討しておこう。

上述の如く、耶律氏の系譜は、本来、勃突・肅祖・懿祖・玄祖・德祖の五代を伝え、勃突・肅祖の実年代が開元天宝年間に及ぶことから、中国系資料では開元二十三年（七三五）に見える泥礼を勃突に附会して、涅里（雅里）と称し、天宝十載（七五二）の安祿山大敗を肅祖に附会した。これに対し、遙輦九世可汗の第二、遙輦王朝の実質的な建国者である阻午可汗の実年代は、大和九年（八三五）前後に推算される。

ところが『遼史』においては、世表序文第二節に「迭剌部長涅里立迪輦組里為阻午可汗、更号遙輦氏」とあるように、阻午可汗を涅里によって擁立されたものとするので、開元天宝年間における大賀氏から遙輦氏の交代という歴史認識を提示している。阻午可汗の年代を百年遡上させていることになるが、こうした歴史認識は、遼代において段階的に形成されたものと思われる。まず次の二条は、雅里に関する最も古い伝承である。

会遙輦痕德堇可汗歿、群臣奉遺命請立太祖。太祖辞曰、昔吾祖夷離堇雅里嘗以不当立而辞、今若等復為是言、何歟。

…曷魯曰、在昔夷離堇雅里雖推戴者衆、辞之、而立阻午為可汗。相伝十餘世、君臣之分乱、紀綱之統墮。…（『遼史』耶律曷魯伝）

(重熙)十三年(一〇四四)春、上疏曰、臣聞先世遙輦可汗洼之後、国祚中絶。自夷離堇雅里立阻午、大位始定。然上世俗朴、未有尊称。臣以為三皇礼文未備、正与遙輦氏同。後世之君以礼樂治天下、而崇本追遠之義興焉。近者唐高祖創立先廟、尊四世為帝。昔我太祖代遙輦即位、乃製文字、修礼法、建天皇帝名号、制宮室以示威服、興利除害、混一海内。厥後累聖相承、自夷離堇湖烈以下、大号未加、天皇帝之考夷離堇的魯猶以名呼。臣以為宜依唐典、追崇四祖為皇帝、則陛下弘業有光、墜典復舉矣。疏奏、帝納之、始行追冊玄・德二祖之礼。(『遼史』文学伝上)

「夷離堇雅里」という称謂は、『遼史』にはこの二箇所および蕭韓家奴伝を引用する世表末段にしか見えない。また阻午可汗を単に「阻午」と称することも、この二箇所および太祖紀論贊

伝至雅里、始立制度、置官属、刻木為契、穴地為牢。讓阻午而不肯自立。

だけである。また蕭韓家奴伝では肅祖を「胡烈」、徳祖を「的魯」と称するが、これらの称謂もここにしか見えない。これらの独自性は、この二条の記述が後代的な改変を被っていないことを傍証するものである。ここで想起されるのは、蕭韓家奴が『遙輦可汗至重熙以来事跡』二十卷を撰したことである。^⑦上に引用した耶律曷魯伝はこの書物の一部、文学伝上はかれの上疏であり、ともに蕭韓家奴の手に成るため、独自の表現を共有するものと思われる。蕭韓家奴は、興宗に「古今成敗」を知らしめるため、『通暦』『貞観政要』『旧五代史』を契丹文に翻訳しており、また上掲の一節が唐高祖がその四祖を追尊したことに言及するように、『旧唐書』など唐代を扱った史書にも通じており、「泥礼」のことも当然知っていたものと思われる。

耶律曷魯伝において注目すべきは、痕德堇可汗がその「遺命」によって太祖に王位を禅譲したという記述である。これが創作であることは、『五代会要』(建隆二年「九六一」)「(開平二年「九〇八」)前国王欽徳并其大臣皆有貢獻」に明らかである。同じく禅譲であるにしても、遺命でなければ、太祖は旧主であった痕德堇を臣従させたことになりかねず、臣主易位は、

中国的感覚では忌むべきものであった。⁽⁷⁸⁾ 勃突については王に推されたことが伝承されていたが、これを素材に、雅里が阻午可汗に王位を譲ったという記述が、太祖の受禪を正当化すべく、同じく創作されたものであろう。

遙輦九世可汗の出現が、九世紀中葉の回鶻崩壊のころに推算されることは上述の如くであり、八世紀中葉に推算される雅里とは年代的に合わない。雅里が阻午可汗に関連づけられたのは、遙輦王朝の建国者としての阻午可汗の功績が契丹人の間ですでに不動の共通認識となっており、雅里の阻午可汗への讓位という言葉が、太祖の受禪を正当化するのに不可欠だったからである。耶律曷魯伝が阻午可汗から痕德堇可汗までを「十餘世」とするのは、この年代的矛盾を解消するためにやはり創作されたものである。遙輦九世可汗の在位年数が一代平均一一年程度であったことは上述の如くであり、開元二十三年（七三五）から太祖元年（九〇七）まで一七三年で一七代程度を要することになる。「十餘世」はこのように算出された値となろう。

十一世紀中葉に成書した蕭韓家奴らの『遙輦可汗至重熙以来事跡』に対し、十二世紀初頭、耶律儼が『太祖諸帝実録』を編纂するが、この段階で、遼朝建国前史の大幅な改変があった模様である。まずは『遼史』世表に「泥礼 耶律儼遼史書為涅里」とあるように、「雅里」の表記を「涅里」と改め、さらに「涅里之後曰耨里思者」に窺われるように、太祖紀論贊の毗牒・頽領の二代を、涅里と耨里思（肅祖）の間に創作挿入した。この結果、遙輦可汗と太祖祖先の家系は、

注—阻午—胡刺—蘇 —鮮質—昭古—耶瀾—巴刺—痕德堇

涅里—毗牒—頽領—肅祖—懿祖—玄祖—徳祖—太祖

という世代的対応をなすことになる。世代数の一致を時間の一致に読み替えることは、中国の歴史記述においてはきわめて一般的である。もっとも、この作業は、先行する遼朝国史の内容を全面的に改訂するには至っていない。そのため、開元二十三年（七三五）に登場する涅里の曾孫となつたはずの肅祖（耨里思）が、天宝十載（七五一）に安祿山を破るという年

代的な矛盾を露呈することになっているのである。^⑦

蕭韓家奴の段階では「十餘世」の可汗を創作することで、阻午・雅里の時代的齟齬を糊塗したわけだが、遙輦九世可汗に加えて、名前をもたない複数の可汗を想定することは、歴史認識としてはなだ落ち着きの悪いものであった。さらに、父子相続でなく、十年程度で交代した遙輦九世可汗の歴史の実態は、太祖が八部大人交代王制を暴力的に解消して遼朝を建国したという『漢高祖実録』以下の中国文献の記述を追認するものになりかねない。そのため、父子相続がすでに成立していた遙輦氏から禪譲を受けたという、中国的な感覚では正常で自然な歴史が提示されることになったのであろう。

序言に述べたことのある意味で繰り返しになるが、契丹系資料といっても、その前王朝時代の記述には、編纂の段階ですでに一定の偏向ないし作為があり、それがさらに断片化され、後代的な解釈が附加されたものが、『遼史』編纂段階で利用できたに過ぎなかったと思われる。

本稿の作業は、基本的には契丹史を語る文献の史料批判を試みたものではあるが、作業の過程で、契丹史の実態に対するいくつかの推論を提示しえた。なお緻密な議論を要する部分は多く残っているが、原資料の多様性という観点に基づく『遼史』世表を中心とする資料群の包括的検討から、なお多くの新知見が獲得され、また従来のいくつかの議論について、その有効性の有無を検証しえたことは了解されるであろう。

注

- (1) 遼朝建国以前の契丹に関する包括的な記述としては、松井一九一五・小川一九三六・一九三七・一九三八・一九四〇・田村一九三八・一九六四・陳述一九四八・一九六三・一九八六・華山・費國慶一九五八・趙衛邦一九五八・愛宕一九五九・蔡美彪一九六四・王民信一九七三・張正明一九七九・舒焚一九八四・楊樹森一九八四・Holmgren 1986・李在成一九九六・李桂芝一九九六・于宝林一九九八・Xu 2005などがあるが、枚帙の都合上、これら先行研究の個別的な論点に対する言及は原則的に差し控えるをえない。
- (2) 歴代正史の契丹伝については、田村一九七二の訳注がある。
- (3) 『遼史』世表の關係史料を包括的に提示したものとして楊家駱一九六五がある。また世表に対する專論として、王吉林一九六六がある。
- (4) 『金史』章宗紀「(泰和六年七月)丁亥、敕翰林直学士陳大任妨本職專修遼史」。
- (5) 『遼史』天祚皇帝紀「(乾統三年十一月乙巳)召監修国史耶律儼纂太祖諸帝実録」。
- (6) 『遼史』天祚皇帝紀「(天慶三年十二月)丙辰、知枢密院事耶律儼薨」。
- (7) 愛新覺羅烏拉熙春二〇〇六。
- (8) 契丹の起源説については吉本二〇一〇a参照。
- (9) 複数の契丹起源説が存在することは、陳述一九四八がすでに指摘している。
- (10) 『周書』では、突厥伝「其俗被髮左衽、穹廬毳帳、隨水草遷徙、以畜牧射獵為務。賤老貴壯、寡廉恥、無礼義、猶古之匈奴也」
- (11) のように、匈奴が否定的に記号化されており、そのため宇文氏の匈奴出自を明言することが忌避されたものであろう。
- (12) もっとも宇文部の属民は鮮卑であつたため、『晋書』康帝紀「慕容皝及鮮卑帥宇文歸戰于昌黎」・慕容廆載記「涉歸有憾於宇文鮮卑」・『旧唐書』尚可孤伝「尚可孤、東部鮮卑宇文之別種也、代居松漠之間」などは、宇文部を鮮卑として記述している。
- (13) 汲古閣本は「庫」に作る。「庫」を稀見に属する「庫」にわざわざ誤ることは考えがたい。愛新覺羅烏拉熙春の教示によると、「庫莫」は、遼朝后族たる「審密」・「石抹」の同音異訳となる。「庫莫奚」は「庫莫奚」と表記すべきものだが、「庫」↓「庫」の誤写がどの段階で発生したのか確言できないので、『魏書』より以後の諸書が本来「庫」に作つたものが転写の過程で「庫」に誤つたのか、最初から「庫」に作つていたのか判断できない。
- (14) 本稿では通行本に従つて「庫莫奚」の表記を用いることとする。
- (15) 奇首可汗については、愛新覺羅烏拉熙春二〇〇九bを参照。
- (16) 蓋之庸二〇〇七・向南・張國慶・李宇峰二〇一〇。
- (17) 契丹の「八部」については吉本二〇一〇dを見よ。
- (18) 『後漢書』烏桓鮮卑伝「光和中、檀石槐死、時年四十五」。三世紀以前の鮮卑の推移については、吉本二〇〇九bを見よ。
- (19) 『三国志』烏丸鮮卑東夷伝「至三年中、雄遣勇士韓龍刺殺比能、更立其弟」。
- (20) この記述は、大和七年(八三三)〜九年(八三五)に渤海に出使した張建章の知見に基づくものと思われる。吉本二〇〇九a参照。また、古畑一九九八をも参照。
- (21) 『遼史』耶律羽之伝「天顯元年、渤海平、立皇太子為東丹王、以羽之為中臺省右次相」。耶律羽之の家系と東丹国の關係については、愛新覺羅烏拉熙春二〇〇九cを参照。
- (22) 『魏書』序紀については吉本二〇一〇cを見よ。

- (21) 湯球『十六国春秋輯補』に拠る。
- (22) 高井一九九四は、黄帝起源説の成立を、耶律儼が『実録』を編纂した乾統三年(一一〇三)頃の対宋関係に関連づけて説明するが、耶律羽之墓誌にすでに鮮卑起源説が見える以上、この議論は成り立たない。
- (23) 景愛一九八四は、この改変をすでに指摘しているが、その原因を世表編纂者の疎漏に帰している点は支持できない。王民信一九七三は、『魏書』太祖紀「登国三年〔三八八〕五月癸亥、北征庫莫奚。六月、大破之、獲其四部雜畜十餘万、渡弱落水」に庫莫奚のみが見えることから、この時点で契丹が初めて庫莫奚から分離したものとするが、陳述一九四八がつとに指摘するように、契丹伝の記述には適合しない。
- (24) 「古八部」に関する近年の専論として田広林二〇〇八がある。田村一九六四。
- (25) 『後漢書』烏桓鮮卑伝「檀石槐乃立庭於彈汗山獸仇水上」。
- (26) 『漢書』地理志「遼西郡、…徒河」。
- (27) 『魏書』徒何慕容廆伝「徒何慕容廆、字奔洛魂、其本出於昌黎」。
- (28) 徒何段就六眷伝「徒何段就六眷、本出於遼西」。
- (29) 『後漢書』烏桓鮮卑伝「俗貴兵死、斂屍以棺、有哭泣之哀、至葬則歌舞相送。肥養一犬、以彩繩纆牽、并取死者所乘馬衣物、皆燒而送之、言以属累犬、使護死者神靈歸赤山。赤山在遼東西北數千里、如中国人死者魂神歸岱山也」。なお三世紀以前の烏桓については、吉本二〇一〇bを参照。
- (30) 李在成二〇〇六。
- (31) 『新唐書』奚伝「帝為置饒樂都督府、拜可度者使持節六州諸軍事、饒樂都督、封棲煩縣公、賜李氏」に對し、地理志には「奉誠都督府、本饒樂都督府、唐初置、後廢。貞觀二十二年以內属奚可度者部落更置、并以別帥五部置弱水等五州。開元二十三年更名。領州五」と見え、闕賓伝「龍朔初、拜其王脩鮮等十一州諸軍事・脩鮮都督」に對し、地理志には、「脩鮮都督府、以闕賓国遏紇城置。領州十」と見える。いずれも本部を一州と数えている。
- (32) 田村一九三八は、「析紇便部」の「析」を動詞に読み、松漠都督たる紇便部を「析」して彈汗州刺史を設置したとするが、前後の句法からいってこの「析」は動詞ではありえない。
- (33) 『冊府元龜』外臣部／封冊「二年十月、左玉鈐衛員外將軍兼檢校汴州刺史李括莫離為歸順王」。
- (34) 『新唐書』地理志「唐興、初未暇於四夷、自太宗平突厥、西北諸蕃及蠻夷稍稍內属、即其部落列置州縣。其大者為都督府、以其首領為都督・刺史、皆得世襲」。唐の羈縻州については、劉統一九九八参照。
- (35) 『詩序』召南／何彼禮矣「何彼禮矣、美王姬也。雖則王姬亦下嫁於諸侯」。
- (36) 『礼記』曲礼下「天子之妃曰后、諸侯曰夫人、大夫曰孺人、士曰婦人、庶人曰妻」。
- (37) 『礼記』曲礼下「天子死曰崩、諸侯曰薨、大夫曰卒、士曰不祿、庶人曰死」。
- (38) 『春秋經』隱三「三月庚戌、天王崩。…八月庚辰、宋公和卒」。
- (39) 迭刺部は契丹文資料では「陶猥思迭刺部」と称する。愛新覺羅烏拉熙春二〇一〇参照。
- (40) 唐代の「首領」については、古畑二〇〇七参照。
- (41) 松井一九一五。
- (42) 奚は、元和元年(八〇六)に唐の饒樂郡王への冊封を回復し(『旧唐書』憲宗紀)、饒樂都督府も再興された(『旧唐書』奚伝)。その後、大和四年(八三〇)、幽州節度使李載義が奚を破った際に、「生擒刺史・縣令・大將・首領等二百七十三人」(『冊府元龜』外臣部／征討六)と見える。饒樂都督府の再興とともに、その領

州・領縣の刺史・縣令の官号が与えられたことが窺われる。

(43) 小川一九三八。

(44) 『旧唐書』地理志「信州 万歲通天元年以乙失活部落置。僑治范陽境。縣一、黄龍」・『新唐書』地理志「信州 万歲通天元年置、処契丹〔乙〕失活部落、隸營州都督。二年、遷於青州安置。神龍初還、隸幽州都督。天宝領縣一、戸四百一十四、口一千六百。黄龍 州所治、寄治范陽縣」。

(45) 『太平寰宇記』河北道二十一「右自燕州以下十七州、皆東北蕃降胡散処幽州・營州界内、以州名羈縻之、無所役属。安祿山之乱、一切驅之為寇、遂擾中原。至德之後、入挹河朔 其部落之名無存者。今記唐天宝之故跡地理焉」。

(46) 『安祿山事迹』卷下「(天宝十五載)五月、奚・契丹兩蕃數出北山口至於范陽、俘劫牛馬子女、止城下累日、城中唯留後羸兵数千、不敵」。

(47) 小川一九三八。なおこの時期の契丹羈縻州については、森部二〇一〇参照。

(48) 『旧唐書』地理志「威州 本遼州、武德二年以内稽部落置。初治燕支城、後僑治營州城中。貞觀元年更名。後治良郷之石窟堡。縣一、威化」・『新唐書』地理志「威州 武德二年、置遼州總管、自燕支城徙寄治營州城内。七年、廢總管府。貞觀元年、改為威州、隸幽州大都督。所領戸、契丹内稽部落。旧領縣一、戸七百二十九、口四千二百二十二。天宝、戸六百一十一、口一千八百六十九。兩京道里、与涿州同。威化 後契丹陷營州乃南遷、寄治於良郷縣石窟堡、為威化縣、州治也」。

(49) 「奚」は「契丹」の誤りである。『新唐書』藩鎮鎮冀伝「王武俊字元英、本出契丹怒皆部。父路俱、開元中、与饒樂府都督李詩等五千帳求襲冠帶、入居薊。武俊甫十五、善騎射、与張孝忠齊名、隸李宝臣帳下為裨將」の怒皆部は、『新唐書』奚伝「以阿会部

為弱水州、処和部為祁黎州、奥失部為洛瑰州、度稽部為太魯州、元俟折部為渴野州」の度稽部であり、「契丹」は「奚」の誤りである。李宝臣の帳下で名を齊しくした張孝忠・王武俊の伝記が相互に混同されたものである。

(50) 『旧唐書』安祿山伝「天宝十年、安祿山誣其酋長欲叛、請拳兵討之。八月、以幽州・雲中・平盧之衆數万人、就潢水南契丹衙与之戰、祿山大敗而還、死者數千人」。

(51) 『遼史』太祖紀「贊曰、遼之先、出自炎帝、世為蕃吉国、其可知者蓋自奇首云。奇首生都菴山、徙潢河之濱。伝至雅里、始立制度、置官属、刻木為契、穴地為牢。讓阻午而不肯自立。雅里生毗牒。毗牒生頽頽。頽頽生褥里思、大度寡欲、令不嚴而人化、是為肅祖。肅祖生薩剌德、嘗与黄室韋挑戰、矢貫數札、是為懿祖。懿祖生勻德美、始教民稼穡、善畜牧、国以殷富、是為玄祖。玄祖生撒剌的、仁民愛物、始置鉄冶、教民鼓鑄、是為德祖、即太祖之父也。世為契丹遙輦氏之夷離董、執其政柄。德祖之弟述瀾、北征于厥・室韋、南略易・定・奚・霫、始興板築、置城邑、教民種桑麻、習織組、已有広土衆民之志。而太祖受可汗之禪、遂建国。東征西討、如折枯拉朽。東自海、西至于流沙、北絶大漠、信威万里、歷年二百、豈一日之故哉。周公誅管・蔡、人未有能非之者。刺葛・安端之乱、太祖既貸其死而復用之、非人君之度乎。旧史扶餘之變、亦異矣夫」。

(52) 『遼史』太祖紀「唐咸通十三年生」。

(53) 『遼史』耶律曷魯伝「(神冊)三年七月、皇都既成、燕群臣以落之。曷魯是日得疾薨、年四十七」。

(54) 愛新覺羅烏拉熙春二〇〇六。

(55) 『遼史』逆臣伝上「太祖問曰、朕初即位、嘗以国讓、叔父辞之。今反欲立吾弟、何也」。

(56) 愛新覺羅烏拉熙春二〇〇六。

- (57) 『遼史』太祖紀「為撻馬狝沙里。時小黃室韋不附、太祖以計降之。伐越兀及烏古・六奚・比沙狝諸部、克之。国人号阿主沙里。唐天復元年、歲辛酉、痕德董可汗立、以太祖為本部夷離董、專征討、連破室韋・于厥及奚帥轄刺哥、俘獲甚衆」。
- (58) 津田一九〇八・松井一九一五・小川一九四〇。
- (59) 愛新覺羅烏拉熙春二〇一〇はその代表的な成果である。
- (60) 『資治通鑑』唐紀／開元五年「十一月、丙申、契丹王李失活入朝」・六年「(五月) 契丹王李失活卒」・七年「十一月、壬申、契丹王李婆固与公主入朝」・十年「(閏五月) 己丑、以餘姚縣主女慕容氏為燕郡公主、妻契丹王鬱干」・十二年「是歲、契丹王李鬱干卒」・十三年「先是、契丹王李吐干与可突干復相猜忌」・十八年「初、契丹王李邵固遣可突干入貢」・二十二年「(十二月) 乙巳、幽州節度使張守珪斬契丹王屈烈及可突干」・二十三年「是歲、契丹王過折為其臣涅礼所殺」・天寶四載「三月、壬申、上以外孫独孤氏為靜樂公主、嫁契丹王李懷節」。
- (61) 契丹の王位繼承法に関する專論としては、陳述一九四七・楊志玖一九四八・姚從吾一九五三がある。
- (62) 『統資治通鑑長編』慶曆元年八月乙未「以契丹婦明人趙英為洪州觀察推官、賜緋衣・銀帶及錢五万、更名至忠。至忠嘗為契丹中書舍人、得罪宗真、挺身來歸、言慶曆以前契丹事甚詳。(至忠、又見嘉祐二年四月・熙寧二年七月)」。なお、趙至忠および『虜庭雜記』については松田一九八六参照。
- (63) 『遼史』逆臣伝上「遙輦痕德董可汗時、異母兄罷古只為迭剌部夷離董。故事、為夷離董者、得行再生礼。罷古只方就帳易服、轄底遂取紅袍・貂蟬冠、乘白馬而出。乃令党人大呼曰、夷離董出矣。衆皆羅拜、因行柴冊礼、自立為夷離董。与于越耶律积魯同知国政」。
- (64) 『遼史』營衛志「五院部、其先曰益古、凡六營。阻午可汗時、与弟撒里本領之、曰迭剌部。伝至太祖、以夷離董即位。天贊元年、以強大難制、析五石烈為五院、六爪為六院、各置夷離董。会同元年、更夷離董為大王」に見えるように、迭剌部は天贊元年(九二二)に五院部(北院)・六院部(南院)に分割され、会同元年(九三八)には夷離董を大王と改称した。過去の迭剌部夷離董を大王と追称することもあったに相違なく、そうした称谓のありかたが、中国人における契丹王・迭剌部夷離董の混同を惹起したことは容易に推測される。
- (65) 鮮質を習爾之に比定すべきことは、蔡美彪一九六四がすでに論じている。
- (66) 愛新覺羅烏拉熙春二〇〇六。
- (67) 『遼史』耶律敵刺伝「耶律敵刺、字台魯隱、遙輦鮮質可汗之子。太祖踐阼、与敵穩海里同心輔政。太祖知其忠実、命掌礼儀、且誘以軍事。後以平内乱功、代轄里為奚六部吐里、卒」。
- (68) 上掲『遼史』營衛志／遼太祖二十部／奚王府六部五帳分に見える鮮質可汗が俘虜とした「七百戸」を、太祖紀は「德祖俘七千戸」に作る。鮮質可汗の事績を德祖のそれとし、かつ俘虜の数を「七百戸」から「七千戸」と十倍することは作為性が明らかだが、そうした作為が可能だったのは、鮮質可汗と太祖の父・德祖が同時代であったためであろう。
- (69) 『遼史』礼志「遙輦胡刺可汗制祭山儀、蘇可汗制瑟瑟儀、阻午可汗制柴冊・再生儀」は祭山儀、瑟瑟儀、柴冊・再生儀という下文の記述の順序に従ったものであり、胡刺可汗・蘇可汗・阻午可汗の即位順を示唆するものではない。
- (70) 『旧五代史』劉仁恭伝「(乾寧) 二年七月、武皇討王行瑜、師於渭北、上章請授仁恭節鉞。九月、天子以仁恭為檢校司空・幽州盧龍軍節度使」。
- (71) 愛新覺羅烏拉熙春二〇〇六。營衛志は、「遙里」を奚六部の筆

頭に置き、「東遙里」が奚の視点に拠る称謂であることは間違いない。営衛志の原資料が、奚王府にその祖先の伝承を徴したものだったのであろう。「遙輦」「遙里」が同一語彙であることを積極的に評価するならば、遙輦氏は本来、奚遙里部の首長で、時勢に追われたのちに、迭剌部などに擁立され契丹王となったものかもしれない。

- (72) 「遙輦阻午可汗二十部」に関する専論には、肖愛民二〇〇五a・二〇〇五b・二〇〇五c・二〇〇六がある。

- (73) 『遼史』太宗紀「(会同)四年春正月壬戌，以乙室・品卑・突軌三部鰥寡不能自存者，官為之配」。

- (74) 『遼史』聖宗紀「(統和四年四月戊申)頻不部節度使和盧睹・黃皮室詳穩解里等各上所獲兵甲」。

- (75) 『遼史』地理志／上京臨潢府「又有御河・沙河・黑河・潢河・鴨子河・他魯河・狼河・蒼耳河・輞子河・臚胸河・陰涼河・豬河・鴛鴦湖・興國惠民湖・広済湖・塩澤・百狗澤・火神淀・馬孟山・兔兒山・野鵲山・塩山・鑿山・松山・平地松林・大斧山・列山・屈劣山・勒得山——唐所封大賀氏勒得王有墓存焉」に「勒得王」が見え、寧州にも「本大賀氏勒得山」とあるが、注目されるのは、「勒得山」の直前に「屈劣山」があり、「屈劣」が「屈列」の同音異訳であることである。「勒得山」に関わる説明は、本来「屈劣山」のそれを誤排したものかもしれない。いづれにせよ「唐所封大賀氏」は冗長に過ぎ、「遼史」編纂段階における二次的な附加を窺わせる。

- (76) 愛宕一九五九はすでに「遙輦阻午可汗二十部」を「太祖二十部との均衡上、もしくは太祖二十部の淵源として後世から想定されたもの、いわば太祖二十部が過去に向かって投げかけた投影に過ぎない」としている。

- (77) 『遼史』文学伝上「詔与耶律庶成録遙輦可汗至重熙以来事跡、

集為二十卷、進之。十五年、復詔曰、古之治天下者、明礼義、正法度。我朝之興、世有明德、雖中外嚮化、然礼書未作、無以示後世。卿可与庶成酌古準今、制为礼典。事或有疑、与北・南院同議。韓家奴既被詔、博考経籍、自天子達于庶人、情文制度可行於世、不繆于古者、撰成三卷、進之。又詔訳諸書、韓家奴欲帝知古今成敗、訳通曆・貞観政要・五代史」。

- (78) 『孟子』万章「咸丘蒙問曰、：舜南面而立、堯帥諸侯北面而朝之、：孟子曰、否。此非君子之言、齊東野人之語也。堯老而舜攝也。：」。

- (79) 世表「耶律儼紀云、太祖四代祖壽里思為迭剌部夷離董、遺将只里姑・括里、大敗范陽安祿山于潢水、適當懷秀之世。則懷秀固遙輦氏之首君、為阻午可汗明矣」によれば、「耶律儼紀」のこの部分では阻午可汗は登場していなかった模様である。あるいは雅里・阻午可汗の年代を一致させる以前の材料がそのまま用いられていたものであろう。

引用文献

- 愛新覺羅烏拉熙春二〇〇六『契丹文墓誌より見た遼史』、松香堂。
 —二〇〇九a『愛新覺羅烏拉熙春女真契丹学研究』、松香堂。
 —二〇〇九b『從滿文『遼史』的誤訳談起——以「都菴山」和「陶猥思氏族部」為中心——』、愛新覺羅烏拉熙春二〇〇九a、二二三—二二〇頁。
 —二〇〇九c『瀍思涅烈家族与東丹国世選制』、愛新覺羅烏拉熙春二〇〇九a、二三七—二四六頁。
 —二〇一〇『遙輦氏迪輦鮮質可汗与陶猥思迭剌部——以契丹文「故左龍虎上將軍正亮功臣檢校太師只昱敵穩墓誌」為中心』、『北方文

化研究」一、一一一～一二五頁。

蔡美彪一九六四「契丹の部落組織と国家產生」、『歴史研究』一九六四

五・六、歴史研究編輯部編一九八五、二〇〇七三頁。

陳述一九四七「論契丹選汗大会と帝位繼承」、『史学集刊』五、八五～

一〇九頁。

——一九四八「契丹史論証稿」、国立北平研究院史学研究所。

——一九六三「契丹社会経済史稿」、生活・読書・新知三聯書店。

——一九八六「契丹政治史稿」、人民出版社。

古畑徹一九九八「後期新羅・渤海の統合意識と境域観」、『朝鮮史研究

会論文集』三六、二五～五四頁。

——二〇〇七「唐代「首領」語義考——中国正史の用例を中心に——」、『東

北大東洋史論集』一一、二三～五三頁。

蓋之庸二〇〇七「内蒙古遼代石刻文研究」、内蒙古大学出版社。

Holmgren, Jennifer 1986, "Yeh-Liu, Yao-Lien and Ta-ho: views of the

hereditary prerogative in early Khitan leadership", *Papers on Far*

Eastern History vol.34, pp.37-81.

華山・費國慶一九五八「阿保機建国以前契丹社会試探」、『文史哲』

一九五八・六、歴史研究編輯部編一九八五、一～一九頁。

景愛一九八四「契丹の起源と族属」、『史学集刊』一九八四・二、孫進

己編一九八八、一九～二三頁。

李桂芝一九九六『遼金簡史』、福建人民出版社。

歴史研究編輯部編一九八五『遼金史論文集』、遼寧人民出版社。

劉統一九九八『唐代羈縻府州研究』、西北大学出版社。

松田光次一九八六「趙志忠と「虜廷雜記」——北宋期、一帰明人の事跡」、

『龍谷史壇』八七、一八～三四頁。

松井等一九一五「契丹勃興史」、『滿鮮地理歴史研究報告』一、一三七

～二九四頁。

森部豊二〇一〇『ソグド人の東方活動と東ユーラシア世界の歴史的

展開』、関西大学出版部。

小川裕人一九三六「橋本増吉氏の「遼の建国年代に就いて」を読む」、

『東洋史研究』一五、二六～三七頁。

——一九三七「遼の建国に就いて」、『東洋史研究』二二、二七～四五

頁。

——一九三八「遼室君主権の成立に関する一考察」、『東洋史研究』

三五、一～二八頁・三六、四二～五八頁・四一、三〇～四四頁・四

二、二三～五〇頁。

——一九四〇「遙輦氏伝説成立に関する史的考察」、『滿蒙史論叢』三、

一三五～二七八頁。

愛宕松男一九五九「契丹古代史の研究」、東洋史研究会。

舒焚一九八四『遼史稿』、湖北人民出版社。

孫進己編一九八八「契丹史論著匯編」上、遼寧省社会科学院歴史研

究所。

高井康典行一九九四「『皇朝実録』に見える契丹黄帝起源説の背景」、

『史滴』一五、五七～六〇頁。

田村実造一九三八「唐代に於ける契丹族の研究——特に開国伝説の成

立と八部組織に就いて——」、『滿蒙史論叢』一、一～八六頁。

——一九六四「中国征服王朝の研究」上、東洋史研究会。

——一九七一「室韋・契丹・奚伝」、『騎馬民族史1—正史北狄伝』、

平凡社、二八七～三四〇頁。

田広林二〇〇八「契丹古八部質疑」、『社会科学戦線』二〇〇八・一、

一二～一七頁。

津田左右吉一九〇八「遼の制度の二重体系」、『滿鮮地理歴史研究報告』

五、『津田左右吉全集』一一、岩波書店、一九六四。

王吉林一九六六「遼史世表探源」、『大陸雜誌』三三五、一五一～

一五二。

王民信一九七三『契丹史論叢』、学海出版社。

- 向南·張國慶·李宇峰二〇一〇『遼代石刻文統編』、遼寧人民出版社。
 肖愛民二〇〇五 a 「分三耶律為七、二審密為五」辨析——契丹遙輦氏阻午可汗二十部研究之二」、『內蒙古社會科學(漢文版)』二六二、一二一—一二五頁。
- 二〇〇五 b 「關於契丹左大部與右大部——契丹遙輦氏阻午可汗二十部研究之三」、『內蒙古民族大學學報(社會科學版)』三一二、一八—二二頁。
- 二〇〇五 c 「遼朝大賀氏考辨——契丹遙輦氏阻午可汗二十部研究之四」、『內蒙古師範大學學報』三四四、一一六—一二九頁。
- 二〇〇六 「關於契丹迭刺部的幾個問題——契丹遙輦氏阻午可汗二十部研究之一」、『北方文物』二〇〇六·一、七〇—七五頁。
- Xu, Elin-Qian 2005. *Historical Development of the Pre-Dynastic Khitan*, Institute for Asian and African Studies.
- 楊家駱一九六五『遼史世表長箋——遼太祖建國前一千一百年契丹史料輯考』、中國學術史研究所。楊家駱·趙振統編『遼史長箋』、新文豐出版公司、二〇〇六。
- 楊樹森一九八四『遼史簡編』、遼寧人民出版社。
- 楊志玖一九四八「阿保機即位考辨」、『中央研究院歷史語言研究所集刊』一七、二二三—二二五頁。
- 姚從吾一九五三「契丹君位繼承問題的分析」、『國立台灣大學文史哲學報』二、八一—一一頁。
- 李在成一九九六『古代東蒙古史研究』、法仁文化社。
- 二〇〇六「大賀契丹·에 관한 既存學說의 批判과 새로운 見解」、『東洋史學研究』九五、三九—七四頁。
- 吉本道雅二〇〇九 a 「濊貊考」、『京都大學文學部研究紀要』四八、一—五三頁。
- 二〇〇九 b 「後漢書三國志鮮卑傳疏証」、『東亞文史論叢』二〇〇九、六三—九五頁。
- 二〇一〇 a 「契丹源流考」、『北方文化研究』一、九五—一〇九頁。
- 二〇一〇 b 「烏桓史研究序說」、『京都大學文學部研究紀要』四九、五五—一二二頁。
- 二〇一〇 c 「魏書序紀考証」、『史林』九三三、五八—八六頁。
- 二〇一〇 d 「契丹八部考」、『契丹의 歷史와 文化』、檀國大學校北方文化研究所·韓國蒙古學會、一—二五頁。
- 于寶林一九九八『契丹古代史論稿』、黃山書社。
- 張正明一九七九『契丹史略』、中華書局。
- 趙衛邦一九五八「契丹國家的形成」、『四川大學學報』一九五八二、孫進己編一九八八、九四三—九六四頁。